

# 福岡県公報

平成31年3月29日  
第4080号

## 目次

### 告示(第250号-第279号)

○土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定	(環境保全課)	2
○道路の区域の変更	(道路維持課)	3
○道路の供用の開始	(道路維持課)	3
○県道の路線の廃止	(道路維持課)	3
○道路の区域の変更	(道路維持課)	3
○道路の区域の変更	(道路維持課)	4
○道路の区域の変更	(道路維持課)	4
○道路の区域の変更	(道路維持課)	5
○道路の区域の変更	(道路維持課)	5
○道路の区域の変更	(道路維持課)	5
○道路の区域の変更	(道路維持課)	5
○道路の区域の変更	(道路維持課)	6
○道路の供用の開始	(道路維持課)	6
○道路の区域の変更	(道路維持課)	6
○道路の区域の変更	(道路維持課)	7
○公共用水域が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定	(環境保全課)	7
○土砂災害警戒区域の指定の解除	(砂防課)	8
○土砂災害特別警戒区域の指定の解除	(砂防課)	8
○土砂災害警戒区域の指定	(砂防課)	8
○土砂災害特別警戒区域の指定	(砂防課)	9

○生活保護法に基づく医療機関の指定	(保護・援護課)	9
○生活保護法に基づく指定医療機関の廃止	(保護・援護課)	9
○生活保護法に基づく指定医療機関の名称及び所在地の変更	(保護・援護課)	10
○生活保護法に基づく施術者の指定	(保護・援護課)	10
○生活保護法に基づく指定を受けた施術者の廃止	(保護・援護課)	11
○道路の区域の変更	(道路維持課)	11
○洪水浸水想定区域並びに浸水した場合に想定される水深及び浸水の 継続時間	(河川管理課)	12
○道路の区域の変更	(道路維持課)	12
○道路の区域の変更	(道路維持課)	12
○道路の区域の変更	(道路維持課)	13
<b>公 告</b>		
○平成30年度福岡県ふぐ処理師試験の合格者の発表	(生活衛生課)	13
○廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく行政処分に係る公表	(廃棄物対策課)	13
○総合特別区域法に基づく指定法人の指定	(商工政策課)	14
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課)	14
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課)	14
○大規模小売店舗の新設の届出	(中小企業振興課)	14
○土地改良区の役員の退任	(農村森林整備課)	15
○国土調査の成果の認証	(農山漁村振興課)	16
○国土調査の成果の認証	(農山漁村振興課)	16
○国土調査の成果の認証	(農山漁村振興課)	16
○国土調査の成果の認証	(農山漁村振興課)	16
○国土調査の成果の認証	(農山漁村振興課)	16

○基本測量の実施	(県土整備総務課)	17
○都市計画の図書の写しの縦覧	(都市計画課)	17
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	17
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	17
○大濠公園能楽堂の利用料金の承認	(文化振興課)	18
○福岡県立総合射撃場の利用料金の承認	(教育庁体育スポーツ健康課)	18

**選挙管理委員会**

○条例の制定若しくは改廃の請求又は監査の請求をする場合の選挙権を有する者の総数の50分の1の数	(市町村支援課)	19
○県議会の解散の請求又は県知事等の解職を請求する場合の選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数	(市町村支援課)	20
○県議会議員の解職の請求をする場合の各選挙区ごとの選挙権を有する者の総数の3分の1の数	(市町村支援課)	20

**監査委員**

○監査結果の報告に係る措置の公表	(監査委員事務局監査第一課)	21
○監査結果の公表	(監査委員事務局総務課)	24
○監査結果の公表	(監査委員事務局総務課)	47
○監査結果の公表	(監査委員事務局監査第一課)	51
○監査結果の公表	(監査委員事務局監査第一課)	56
○監査結果の公表	(監査委員事務局監査第二課)	59
○監査結果の公表	(監査委員事務局監査第二課)	63
○監査結果の公表	(監査委員事務局特別監査室)	70
○監査結果の公表	(監査委員事務局特別監査室)	73

**公安委員会**

○福岡県警察職員の配置定員に関する規則及び福岡県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則	(警察本部警務課)	78
○警備員指導教育責任者講習の実施	(警察本部生活保安課)	78

○警備業法第23条に規定する検定の実施	(警察本部生活保安課)	80
---------------------	-------------	----

**海区漁業調整委員会**

○浮きを使用した釣りの制限	(漁業管理課)	82
○意見募集の結果の公示	(漁業管理課)	84

**雑 報**

○西日本宝くじの発売条件等	(財 政 課)	84
○西日本宝くじの発売条件等	(財 政 課)	84
○西日本宝くじの発売条件等	(財 政 課)	85
○西日本宝くじの発売条件等	(財 政 課)	85
○西日本宝くじの発売条件等	(財 政 課)	86
○西日本宝くじの発売条件等	(財 政 課)	87
○西日本宝くじの発売条件等	(財 政 課)	87
○西日本宝くじの発売条件等	(財 政 課)	88
○西日本宝くじの発売条件等	(財 政 課)	88
○西日本宝くじの発売条件等	(財 政 課)	89
○西日本宝くじの発売条件等	(財 政 課)	89
○西日本宝くじの発売条件等	(財 政 課)	90
○西日本宝くじの発売条件等	(財 政 課)	91
○西日本宝くじの発売条件等	(財 政 課)	91
○西日本宝くじの発売条件等	(財 政 課)	92
○西日本宝くじの発売条件等	(財 政 課)	92
○西日本宝くじの発売条件等	(財 政 課)	93
○西日本宝くじの発売条件等	(財 政 課)	93
○西日本宝くじの発売条件等	(財 政 課)	94

**告 示**

**福岡県告示第250号**

土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければ

ならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を次のとおり指定する。

平成31年3月29日

福岡県知事 小川 洋

- 1 指定する形質変更時要届出区域  
大牟田市新港町1番220、1番221、1番225及び1番226の各一部
- 2 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号。以下「規則」という。）第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の種類  
鉛及びその化合物
- 3 規則第31条第2項の基準に適合していない特定有害物質の種類  
鉛及びその化合物
- 4 規則第58条第5項第9号から第11号までの該当性  
規則第58条第5項第11号（埋立地管理区域）に該当

福岡県告示第251号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成31年3月29日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
北九州	県道	芦屋港線	前	遠賀郡芦屋町西浜町2317番2先から 遠賀郡芦屋町西浜町2011番1先まで	2.9 ～ 17.0	492.6	うち一般国道495号重用延長20.8メートル
			後	遠賀郡芦屋町西浜町3843番4先から 遠賀郡芦屋町幸	14.0 ～ 47.0	787.5	

町2697番15先まで

福岡県告示第252号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成31年4月1日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成31年3月29日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
北九州	芦屋港線	遠賀郡芦屋町西浜町3843番4先から 遠賀郡芦屋町西浜町3840番1先まで

福岡県告示第253号

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第1項の規定に基づき、次の県道の路線を廃止する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、福岡県県土整備部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成31年3月29日

福岡県知事 小川 洋

整理番号	路線名	起点	重要な経過地
		終点	
733	筑後柳河停車場線	柳川市三橋町筑後柳河停車場	
		二級国道熊本佐賀線出合（柳川市三橋町）	

福岡県告示第254号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域

を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成31年3月29日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
南筑後	一般 国道	443号	前	柳川市三橋町下百町4番8先から みやま市瀬高町小川882番1先まで	7.0 ～ 36.6	7,473.0	
				柳川市大和町徳益687番4先から みやま市瀬高町小川882番1先まで	11.5 ～ 278.4		
			後	柳川市三橋町柳河846番1先から みやま市瀬高町小川882番1先まで	7.0 ～ 36.6	9,353.0	うち一般 国道208 号重用延 長1,880.0 メートル
				柳川市三橋町柳河846番1先から みやま市瀬高町小川882番1先まで	8.8 ～ 49.5		

#### 福岡県告示第255号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成31年3月29日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
南筑後	県道	橋本町線	前	柳川市上宮永町139番3先から 柳川市上宮永町123番6先まで	14.8 ～ 15.5	187.5	うち一般 国道443 号重用延 長78.0m
				柳川市上宮永町139番3先から 柳川市上宮永町123番6先まで	14.8 ～ 17.8		

#### 福岡県告示第256号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成31年3月29日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
南筑後	一般 国道	385号	前	大川市大字坂井308番4先から 大川市大字下林462番2先まで	3.8 ～ 52.0	4,445.6
				大川市大字坂井308番4先から 大川市大字下林462番2先まで	10.2 ～ 52.0	
			後	柳川市西蒲池1030番1先から 大川市大字下林462番2先まで	3.8 ～ 52.0	4,811.9

			後	柳川市西蒲池1032番1先 から 大川市大字下林462番2 先まで	14.0 ～ 52.0	4,097.2
--	--	--	---	--	-------------------	---------

**福岡県告示第257号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成31年3月29日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
南筑後	一般 国道	385号	前	柳川市東蒲池1510番1先 から 柳川市西蒲池1296番1先 まで	3.7 ～ 22.5	1,109.8
			前	柳川市三橋町柳河846番 1先から 柳川市西蒲池1296番1先 まで	15.0 ～ 43.0	1,716.0
			後	柳川市三橋町柳河846番 1先から 柳川市西蒲池1296番1先 まで	15.0 ～ 43.0	1,716.0

**福岡県告示第258号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成31年3月29日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
南筑後	一般 国道	443号	前	みやま市山川町尾野1173 番1先から みやま市山川町尾野1447 番1先まで	23.0 ～ 46.5	37.5
			後	みやま市山川町尾野1173 番1先から みやま市山川町尾野1447 番1先まで	24.0 ～ 43.5	42.0

**福岡県告示第259号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成31年3月29日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
南筑後	県道	飯 江 長 田 線	前	みやま市山川町 尾野1456番1先 から みやま市山川町 尾野1929番1先 まで	7.0 ～ 38.0	842.0	うち一般 国道443 号重用延 長341.2 メートル
			後	みやま市山川町 尾野1456番1先 から みやま市山川町 尾野1929番1先 まで	13.1 ～ 41.5	619.0	

**福岡県告示第260号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成31年3月29日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
南筑後	県道	柳川線	前	柳川市三橋町柳河1037番2先から 柳川市三橋町柳河147番2先まで	7.5 ～ 96.0	1,833.0	うち県道久留米柳川線重用延長733.2メートル
			前	柳川市三橋町柳河1037番2先から 柳川市三橋町柳河147番2先まで	8.2 ～ 29.5	1,371.5	
			後	柳川市三橋町柳河1037番2先から 柳川市三橋町柳河148番2先まで	7.5 ～ 96.0	1,833.0	うち県道久留米柳川線重用延長733.2メートル

**福岡県告示第261号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成31年3月29日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
南筑後	県道	飯江線	前	みやま市山川町河原内239番3先から みやま市瀬高町大草58番1先まで	3.4 ～ 8.4	1,032.0
			前	みやま市山川町河原内239番3先から みやま市瀬高町大草58番1先まで	10.1 ～ 24.0	980.0
			後	みやま市山川町河原内239番3先から みやま市瀬高町本吉59番先まで	8.9 ～ 23.5	980.0

**福岡県告示第262号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成31年3月29日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成31年3月29日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
南筑後	柳川城島線	柳川市西浜武436番1先から 柳川市西浜武425番5先まで

**福岡県告示第263号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。



平成31年3月29日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
久留米	県道	鳥 栖 朝 倉 線	前	小郡市福童435番2先から 小郡市二森1387番1先まで	6.5 ～ 43.0	1,876.5
			前	小郡市福童435番2先から 小郡市二森1387番1先まで	15.0 ～ 43.0	1,650.0
			後	小郡市福童435番2先から 小郡市二森1387番1先まで	15.0 ～ 43.0	1,650.0

福岡県告示第264号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成31年3月29日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
			前	久留米市山川神代一丁目10番22先から 久留米市北野町今山725番1先まで	6.0 ～ 47.1	3,324.7	

市町村	道路	路線	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
久留米	県道	久留米 筑紫野 線	前	久留米市山川神代一丁目10番22先から 久留米市北野町今山1552番先まで	25.4 ～ 56.8	4,577.1	うち一般国道210号重用延長360.0メートル
			後	久留米市山川神代三丁目2355番1先から 久留米市北野町今山720番1先まで	6.0 ～ 47.2	2,355.6	
			後	久留米市山川神代一丁目10番22先から 久留米市北野町今山1552番先まで	25.4 ～ 56.8	4,577.1	うち一般国道210号重用延長360.0メートル

福岡県告示第265号

環境基本法（平成5年法律第91号）第16条第2項の規定に基づき、別表の水域の欄に掲げる公共用水域が該当する水域類型（水質汚濁に係る環境基準について（昭和46年12月環境庁告示第59号）の別表2の1の(1)のイ及び(2)のウに掲げる類型をいう。以下同じ。）を同表の該当類型の欄に掲げるとおり指定するとともに、当該水域類型に係る基準値の達成期間を同表の達成期間の欄に掲げるとおり定め、平成31年3月29日から施行する。

平成31年3月29日

福岡県知事 小川 洋

別表 公共用水域が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定

1 筑前海流入河川

水 域	該当類型	達成期間
矢矧川（水生生物） （全域）	生物B	イ
汐入川（水生生物） （全域）	生物B	イ

釣川（水生生物）	（全域）	生物B	イ
大根川（水生生物）	（全域）	生物B	イ
桜井川（水生生物）	（全域）	生物B	イ
雷山川（水生生物）	（全域）	生物B	イ
加茂川（水生生物）	（全域）	生物B	イ
福吉川（水生生物）	（全域）	生物B	イ

2 矢部川

水 域		該当 類型	達成 期間
矢部川上流（水生生物）	（日向神ダム貯水池を除く 上矢部川橋から上流）	生物A	イ
矢部川下流（水生生物）	（上矢部川橋から下流）	生物B	イ
飯江川（水生生物）	（全域）	生物B	イ
沖端川（水生生物）	（全域）	生物B	イ
塩塚川（水生生物）	（全域）	生物B	イ
白木川（水生生物）	（全域）	生物B	イ
辺春川（水生生物）	（全域）	生物B	イ
星野川（水生生物）	（全域）	生物A	イ
日向神ダム貯水池（水生生物）	（全域）	生物A	イ

注1 該当類型の欄中の類型は、河川の類型を表す。

2 達成期間の分類は、次のとおりとする。

「イ」は、直ちに達成

**福岡県告示第266号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づき指定した土砂災害警戒区域（平成26年3月福岡県告示第294号）のうち、次の土地の区域の指定を解除するので、同条第6項において準用する同条第4項の規定により公示する。

平成31年3月29日

福岡県知事 小川 洋

区域の名称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
自由ヶ丘10丁目(d)	宗像市自由ヶ丘十丁目及び名残（別紙図面1に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

備考 別紙図面1は省略し、その図面を宗像市役所に備え置いて縦覧に供する。

**福岡県告示第267号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定に基づき指定した土砂災害特別警戒区域（平成26年3月福岡県告示第295号）のうち、次の土地の区域の指定を解除するので、同条第9項において準用する同条第4項の規定により公示する。

平成31年3月29日

福岡県知事 小川 洋

区域の名称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
自由ヶ丘10丁目(d)	宗像市自由ヶ丘十丁目及び名残（別紙図面1に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面1に記載する表のとおり

備考 別紙図面1は省略し、その図面を宗像市役所に備え置いて縦覧に供する。

**福岡県告示第268号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

平成31年3月29日

福岡県知事 小川 洋

区域の名称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
-------	-----------	---------------------



自由ヶ丘10丁目 (d)	宗像市自由ヶ丘十丁目及び名残（別紙図面1に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
-----------------	--------------------------------	---------

備考 別紙図面1は省略し、その図面を宗像市役所に備え置いて縦覧に供する。

### 福岡県告示第269号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成31年3月29日

福岡県知事 小川 洋

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
自由ヶ丘10丁目 (d)	宗像市自由ヶ丘十丁目及び名残（別紙図面1に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面1に記載する表のとおり

備考 別紙図面1は省略し、その図面を宗像市役所に備え置いて縦覧に供する。

### 福岡県告示第270号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、医療機関の指定をしたので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成31年3月29日

福岡県知事 小川 洋

指定番号	名称	所在地	指定年月日
糸島地生120	奥医院	糸島市志摩初41-1	H 31・2・1

糸島地生119	ひらの内科クリニック	糸島市潤三丁目111	H 31・2・1
朝倉生69	おおしま整形外科	朝倉市甘木2072-1	H 31・1・1
飯生333	庄田整形外科	飯塚市楽市310-14	H 31・3・5
春生歯100	花田歯科医院	春日市ちくし台一丁目23	H 31・1・7
筑紫生歯86	安田歯科・矯正歯科医院	筑紫野市針摺西一丁目3-39	H 31・3・1
糸島地生歯54	たかさき歯科クリニック	糸島市二丈吉井4086-14	H 31・1・1
田生歯96	みのる歯科クリニック	田川市大字奈良1797-412	H 31・1・1
粕生薬178	秀洋堂薬局 若宮本店	糟屋郡粕屋町若宮二丁目6-5	H 31・2・1
大野生薬88	クローバー薬局 上大利店	大野城市上大利五丁目15-17-1	H 31・1・1
春生薬73	きらり薬局 春日店	春日市若葉台西四丁目2 Kビル若葉台1階102号	H 31・3・1
糸島地生薬70	ココカラファイン薬局 波多江店	糸島糸波多江駅南一丁目6-15	H 31・3・1
中生薬49	新生堂薬局 東中間店	中間市東中間二丁目2-13	H 31・3・1
大野生訪10	訪問看護ステーションいちご	大野城市仲畑四丁目16-1 SUNS8 205号	H 31・2・1

### 福岡県告示第271号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規

定により次のように告示する。

平成31年3月29日

福岡県知事 小川 洋

廃止

指定番号	名 称	所 在 地	廃止年月日
糸島地生106	ひらの内科クリニック	糸島市潤三丁目20-3	H 31・1・31
糸島地生62	医療法人奥医院	糸島市志摩初41-1	H 31・1・31
朝倉生68	おおしま整形外科	朝倉市甘木2072-1	H 30・12・31
大生158	落合耳鼻咽喉科医院	大牟田市不知火町一丁目6-1	H 30・12・31
大生116	大久保医院	大牟田市本町三丁目1-6	H 31・1・31
大生278	大津山医院	大牟田市七浦町147	H 31・1・31
福津生歯6	江藤歯科医院	福津市花見の里三丁目9-8	H 31・1・31
糸島地生歯30	かんだ歯科医院	糸島市二丈深江貝田1147-17	H 31・1・31
粕生薬164	秀洋堂薬局若宮本店	糟屋郡粕屋町若宮二丁目6-5	H 31・1・31
大生薬127	有限会社てがま調剤薬局	大牟田市大字手鎌897	H 31・1・31
直生薬94	安永薬局	直方市古町10-14	H 30・12・31
行生薬77	マーガレット調剤薬局 行橋	行橋市西宮市一丁目4-5	H 30・12・31
像生訪5	宗像病院訪問看護ステーション わだち	宗像市光岡130	H 29・4・30

福岡県告示第272号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関から名称及び所在地の変更の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成31年3月29日

福岡県知事 小川 洋

#### 1 名称の変更

指定番号	旧 名 称	新 名 称	所 在 地	変更年月日
大生197	医療法人親仁会米の山病院附属中央診療所	社会医療法人 親仁会 米の山病院附属中央診療所	大牟田市笹林町二丁目6-3	H 31・1・1
大生285	上村耳鼻咽喉科医院	かみむら耳鼻咽喉科	大牟田市明治町一丁目2-1	H 31・1・23

#### 2 所在地の変更

指定番号	名 称	旧所在地	新所在地	変更年月日
大生285	かみむら耳鼻咽喉科	大牟田市新栄町16-5 深町ビル2F	大牟田市明治町一丁目2-1	H 31・1・23
田生訪7	医療法人昌和会 訪問看護ステーション であい	田川市大字弓削田3237	田川市大字弓削田940-1	H 30・12・29
田生訪12	リハビリ訪問看護ステーション すばる	田川市大字川宮1352-4	田川市大字弓削田341-1	H 30・12・9

#### 福岡県告示第273号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、施術者の指定をしたので、生活保護法第55条の3（

法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により次のように告示する。

平成31年3月29日

福岡県知事 小川 洋

指定番号	名称	所在地	指定年月日
大野生マ39	板元 華凜 (OFA療養サポートセンター)	大野城市中三丁目15-12	H 31・2・18
大生柔93	寺田 貴之 (てらだ整骨院)	大牟田市通町一丁目10-4 東号室	H 31・3・6
八女生柔38	村方 薫崇 (とらい鍼灸整骨院)	八女市本村73-4	H 31・1・22
筑生柔24	森山 浩司 (響整骨院)	筑後市大字尾島121	H 31・2・1
大野生柔51	藤木 誠士 (NAOSEL大野城整骨院)	大野城市白木原一丁目7-5 J クリスタルビル2階	H 31・2・4
大野生柔52	今坂 智和 (NAOSEL大野城整骨院)	大野城市白木原一丁目7-5 J クリスタルビル2階	H 31・2・4
大野生柔53	植杉 真也 (NAOSEL大野城整骨院)	大野城市白木原一丁目7-5 J クリスタルビル2階	H 31・2・4
宰生柔50	多々良 友一 (とふろう整骨院)	太宰府市大字通古賀3-16-15-1 F	H 26・5・1
粕生柔177	後藤 啓介 (長者堂整骨院)	糟屋郡粕屋町長者原東六丁目15-17	H 31・2・4
像生はき18	山本 敬子 (KEIROW宗像中央ステーション)	宗像市土穴一丁目4-1	H 31・2・18

#### 福岡県告示第274号

生活保護法 (昭和25年法律第144号) 第55条第2項において準用する同法第50条の2 (中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律 (平成6年法律第30号。以下「法」という。)) 第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定に基づき、指定を受けた施術者から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3 (法第14条第4項においてその

例によるものとされた場合を含む。)の規定により次のように告示する。

平成31年3月29日

福岡県知事 小川 洋

指定番号	名称	所在地	廃止年月日
直生マ35	祝 崇之 (マッサージ工房いやし)	直方市大字直方338-1	H 31・1・31
田生マ29	田中 伸明 (さわやかマッサージ)	田川市大字伊田3478	H 30・9・30
田川生マ60	祝 崇之 (マッサージ工房あんじゅ)	田川郡糸田町4063番地2	H 31・1・31
春生柔64	堀口 忠弘 (整骨院ふじた)	春日市小倉二丁目2 小倉不動産店舗A号室	H 31・1・1
福津生柔41	江上 晃弘 (くりえいと整骨院 福岡駅前院)	福津市日蒔野一丁目2-6 プリーズマンション101	H 30・11・30
福津生柔47	大神 功聖 (くりえいと整骨院 福岡駅前院)	福津市日蒔野一丁目2-6 プリーズマンション101	H 30・11・30
田生柔62	白木 啓介 (Keepスポーツ整骨院)	田川市大字伊田4968-11	H 31・1・31
直生はき17	祝 崇之 (マッサージ工房いやし)	直方市大字直方338-1	H 31・1・31
像生はき14	白石 香織 (神湊鍼灸院)	宗像市神湊904	H 30・12・31
田川生はき16	祝 崇之 (マッサージ工房あかじゅ)	田川郡糸田町4063番地2	H 31・1・31

#### 福岡県告示第275号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成31年3月29日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
朝 倉	県道	朝 倉 小石原 線	前	朝倉市須川142番6先から 朝倉市須川139番4先まで	2.9 ～ 82.5	690.9
			後	朝倉市須川142番6先から 朝倉市須川139番4先まで	2.9 ～ 82.5	690.9
			後	朝倉市須川142番6先から 朝倉市須川139番4先まで	4.0 ～ 82.5	639.5

**福岡県告示第276号**

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第1項の規定に基づく西郷川水系西郷川に係る洪水浸水想定区域の指定について、当該区域並びに浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間を定めたので、同条第3項の規定により公表する。

その関係図面は、福岡県県土整備部河川管理課及び福岡県北九州県土整備事務所宗像支所において閲覧に供する。

浸水想定区域の指定（平成20年福岡県告示第943号）は、廃止する。

平成31年3月29日

福岡県知事 小 川 洋

**福岡県告示第277号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成31年3月29日

福岡県知事 小 川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
南筑後	県道	本 町 新 田 線 大 川	前	柳川市古賀37番1先から 柳川市久々原717番7先まで	3.5 ～ 24.5	2,879.6	県道大牟田川副線重用延長500.8メートル
			後	柳川市古賀37番1先から 柳川市久々原717番7先まで	2.1 ～ 30.0	3,423.2	県道大牟田川副線重用延長3409.2メートル

**福岡県告示第278号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成31年3月29日

福岡県知事 小 川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
南筑後	県道	大牟田 川 副 線	前	柳川市大浜町821番1先から 柳川市田脇196番6先まで	2.1 ～ 29.8	7,554.0
			前	柳川市大浜町821番1先から 柳川市久々原1317番6先まで	10.5 ～ 27.5	4,642.7
			後	柳川市大浜町821番1先から 大川市大字一木1043番2先まで	2.1 ～ 31.3	9,426.5
			後	柳川市大浜町821番1先から 大川市大字一木1043番2先まで	6.0 ～ 37.5	9,178.8

		後	柳川市大浜町821番1先 から 大川市大字一木1043番2 先まで	10.5 ～ 27.5	8,832.7
--	--	---	--	-------------------	---------

**福岡県告示第279号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成31年3月29日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
那 珂	県道	飯 塚 線 大野城	前	大野城市乙金東二丁目1168番3先から 大野城市山田四丁目458番1先まで	8.4 ～ 32.0	3,390.0	
			前	大野城市乙金東二丁目1168番3先から 大野城市山田二丁目573番5先まで	25.0 ～ 49.0	3,380.0	うち県道福岡早良大野城線重用延長1,040.1メートル
			後	大野城市山田三丁目286番1先から 大野城市山田四丁目458番1先まで	8.6 ～ 43.1	826.5	うち県道福岡早良大野城線重用延長40.6メートル
			後	大野城市乙金東二丁目1168番3先から 大野城市山田二丁目573番5先まで	25.0 ～ 49.0	3,380.0	うち県道福岡早良大野城線重用延長1,040.1メートル

**公 告**

**公告**

平成30年度福岡県ふぐ処理師試験（平成31年3月7日実施）の合格者を平成31年3月28日に次のように発表したので、公告します。

平成31年3月29日

福岡県知事 小川 洋

合格者受験番号

1	23	37	52	70	97
3	24	38	53	71	98
9	26	39	54	74	99
11	27	40	55	77	101
13	28	41	56	78	102
14	29	43	57	83	103
15	32	45	61	84	105
16	33	46	62	90	
17	35	47	67	94	
18	36	50	68	96	

**公告**

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第14条の3の2の規定に基づき行政処分を行ったので、福岡県産業廃棄物の不適正処理の防止に関する条例（平成14年福岡県条例第80号）第19条第2項第4号の規定により次のとおり公表する。

平成31年3月29日

福岡県知事 小川 洋

1 処分を受けた事業者

(1) 名称

御前崎海運株式会社

(2) 所在地

広島県豊田郡大崎上島町中野5929番地

(3) 代表者

代表取締役 小池 裕治

2 行政処分の内容

産業廃棄物収集運搬業の許可の取消し

3 処分の年月日

平成31年3月8日

4 処分の理由

御前崎海運株式会社は、法第14条第5項第2号イに規定する法第7条第5項第4号ハの規定に該当し、法第14条の3の2第1項第4号の規定に該当するに至った。

**公告**

総合特別区域法（平成23年法律第81号）第26条第1項の規定に基づき、指定法人の指定をしたので、総合特別区域法施行規則（平成23年内閣府令第39号）第17条第10項の規定により次のように公示する。

平成31年3月29日

福岡県知事 小 川 洋

法人の名称	主たる事務所の所在地	指定年月日	指定の有効期間
株式会社F T S	愛知県豊田市鴻ノ巣町二丁目26番地	平成31年3月18日	平成34年3月17日まで
株式会社F T S九州	大分県宇佐市大字猿渡字糸口1120番地19	平成31年3月18日	平成34年3月17日まで

**公告**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成31年3月29日

福岡県知事 小 川 洋

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 イオン志摩店

(2) 所在地 糸島市志摩津和崎29番地1

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要  
意見なし

**公告**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）附則第5条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成31年3月29日

福岡県知事 小 川 洋

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 ルミエール太宰府店 仮店舗

(2) 所在地 太宰府市大字大佐野56 外

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要  
意見なし

**公告**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。



平成31年3月29日

福岡県知事 小 川 洋

1 届出年月日

平成31年3月8日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 アスタラビスタ下庄店
- (2) 所在地 みやま市瀬高町下庄字筒井1537番1他

3 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 大規模小売店舗を設置する者

氏名又は名称		住 所
株式会社アスタラビスタ	代表取締役社長 馬淵幸洋	三潞郡大木町大字高橋 518 番地

(2) 当該大規模小売店舗において小売業を行う者

氏名又は名称		住 所
株式会社アスタラビスタ	代表取締役社長 馬淵幸洋	三潞郡大木町大字高橋 518 番地

4 大規模小売店舗を新設する日

平成31年11月11日

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,600平方メートル

6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

駐 車 場 の 位 置	収容台数 (台)
敷地西側	130
敷地南西側	8
合計	138

(2) 駐輪場の位置及び収容台数

駐 輪 場 の 位 置	収容台数 (台)
敷地南西側	30
合計	30

(3) 荷さばき施設の位置及び面積

荷さばき施設の位置	面積 (平方メートル)
建物北東側	70
合計	70

(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

廃棄物等の保管施設の位置	容量 (立方メートル)
建物北西側	9.375
建物北西側	5.625
建物北西側	5.000
建物北西側	3.750
合計	23.750

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

午前9時00分～午後10時00分

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前8時30分～午後10時30分

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

出 入 口 の 数	位 置
2箇所	敷地西側及び南西側

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前7時00分～午後9時00分

**公告**

大木町土地改良区から役員の退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成31年3月29日

福岡県知事 小川 洋

退任理事

氏名	住所
川村 豊	三潞郡大木町大字上木佐木638番地

公告

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定に基づき、次のように国土調査の成果を認証したので、同条第4項の規定により公告する。

平成31年3月29日

福岡県知事 小川 洋

調査を行った者の名称	調査を行った期間	成果の名称	調査を行った地域	認証年月日
みやま市	平成29年度から平成30年度まで	地籍図及び地籍簿	瀬高町下庄の一部	平成31年3月19日
田川市	平成25年度から平成29年度まで	地籍図及び地籍簿	大字夏吉の一部	平成31年3月19日
田川郡糸田町	平成21年度から平成30年度まで	地籍図及び地籍簿	南糸田の一部	平成31年3月19日

公告

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定に基づき、次のように国土調査の成果を認証したので、同条第4項の規定により公告する。

平成31年3月29日

福岡県知事 小川 洋

調査を行った者の名称	調査を行った期間	成果の名称	調査を行った地域	認証年月日
みやま市	平成29年度から平成30年度まで	地籍図及び地籍簿	瀬高町下庄の一部	平成31年3月19日
田川市	平成28年度から平成29年度まで	地籍図及び地籍簿	大字弓削田の一部	平成31年3月19日

田川郡糸田町	平成26年度から平成30年度まで	地籍図及び地籍簿	打越・下糸田の各一部	平成31年3月19日
--------	------------------	----------	------------	------------

公告

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定に基づき、次のように国土調査の成果を認証したので、同条第4項の規定により公告する。

平成31年3月29日

福岡県知事 小川 洋

調査を行った者の名称	調査を行った期間	成果の名称	調査を行った地域	認証年月日
田川市	平成28年度から平成29年度まで	地籍図及び地籍簿	大字猪国の一部	平成31年3月19日
古賀市	平成25年度から平成29年度まで	地籍図及び地籍簿	谷山の一部	平成31年3月19日

公告

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定に基づき、次のように国土調査の成果を認証したので、同条第4項の規定により公告する。

平成31年3月29日

福岡県知事 小川 洋

調査を行った者の名称	調査を行った期間	成果の名称	調査を行った地域	認証年月日
田川市	平成28年度から平成29年度まで	地籍図及び地籍簿	大字伊加利の一部	平成31年3月19日
宮若市	平成24年度から平成27年度まで	地籍図及び地籍簿	下有木の一部	平成31年3月19日

公告

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定に基づき、次のように国土調査の成果を認証したので、同条第4項の規定により公告する。

査の成果を認証したので、同条第4項の規定により公告する。

平成31年3月29日

福岡県知事 小川 洋

調査を行った者の名称	調査を行った期間	成果の名称	調査を行った地域	認証年月日
田川市	平成28年度から平成29年度まで	地籍図及び地籍簿	大字伊田の一部	平成31年3月19日
直方市	平成17年度から平成29年度まで	地籍図及び地籍簿	大字植木の一部	平成31年3月19日

### 公告

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のように基本測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成31年3月29日

福岡県知事 小川 洋

#### 1 測量の種類

基本測量（電子国土基本図（地図情報）修正）

基本測量（国土広域情報 修正）

#### 2 測量の実施地域及び実施期間

実施地域	実施期間
福岡県内全域	平成31年4月1日から平成32年3月31日まで

### 公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により田川市から送付のあった次の都市計画の図書の写しを福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成31年3月29日

福岡県知事 小川 洋

筑豊広域都市計画用途地域の変更（平成31年3月12日田川市告示第37号）

### 公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成31年3月29日

福岡県知事 小川 洋

#### 1 開発区域に含まれる地域の名称

筑紫野市針摺東二丁目596番7、596番13、603番6、603番7、603番15、603番75、603番245から603番301まで及びこれらの区域内の水路である市有地の一部

#### 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

北九州市八幡西区幸神四丁目7番6号

辰巳開発株式会社

代表取締役 今村 重記

### 公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成31年3月29日

福岡県知事 小川 洋

#### 1 開発区域に含まれる地域の名称

太宰府市石坂二丁目3549番3から3549番21まで、3561番1、3561番12から3561番14まで、3561番16から3561番36まで、3562番11、5154番1及び5154番6から5154番15まで

#### 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

福岡市中央区港二丁目12番4号

株式会社総合住建

代表取締役 山崎 祥生

公告

福岡県都市公園条例（昭和52年福岡県条例第12号）第17条の6第2項の規定に基づき、大濠公園能楽堂の利用料金を承認したので、同条第4項の規定により次のように公示する。

平成31年3月29日

福岡県知事 小川 洋

1 名称

大濠公園能楽堂

2 位置

福岡市中央区大濠公園1番5号

3 利用料金の承認年月日

平成31年3月29日

4 利用料金

区分		単位・金額					
		午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午前9時から午後5時まで	午後6時から午後9時まで	午後1時から午後9時まで	
入場料を徴収しない場合	舞台	平日	11,140円	14,890円	26,030円	13,410円	28,300円
		土・日・休日	13,870円	18,640円	32,510円	16,600円	35,240円
	見所	平日	25,690円	34,330円	60,020円	30,810円	65,140円
		土・日・休日	32,170円	42,860円	75,030円	38,650円	81,510円
	楽屋	平日	6,020円	7,950円	13,970円	7,270円	15,220円
		土・日・休日	7,500円	10,000円	17,500円	8,980円	18,980円
全館	平日	42,850円	57,170円	100,020円	51,490円	108,660円	
	土・日・休日	53,540円	71,500円	125,040円	64,230円	135,730円	
入場料を徴収する場合	舞台	平日	22,280円	29,790円	52,070円	26,720円	56,510円
		土・日・休日	27,850円	37,180円	65,030円	33,420円	70,600円
	見所	平日	51,500円	68,560円	120,060円	61,850円	130,410円
		土・日・休日	64,350円	85,730円	150,080円	77,200円	162,930円
	楽屋	平日	11,930円	16,030円	27,960円	14,320円	30,350円
		土・日・休日	14,930円	20,030円	34,960円	17,320円	37,350円

	土・日・休日	15,000円	20,010円	35,010円	17,960円	37,970円
全館	平日	85,710円	114,380円	200,090円	102,890円	217,270円
	土・日・休日	107,200円	142,920円	250,120円	128,580円	271,500円

備考

- この表において「土・日・休日」とは、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を、「平日」とは、これら以外の日をいう。
- この表において「入場料を徴収する場合」とは、使用者が利用の際、第三者から入場料又はこれに相当する料金を徴収する場合をいう。

公告

福岡県立体育・スポーツ施設条例（昭和63年福岡県条例第21号）第9条第2項の規定に基づき、福岡県立総合射撃場の利用料金を承認したので、同条第4項の規定により次のように公示する。

平成31年3月29日

福岡県知事 小川 洋

1 名称

福岡県立総合射撃場

2 位置

筑紫野市大字袖須原223-25

3 利用料金の承認年月日

平成31年3月29日

4 利用料金

(1) 個人使用の場合

種類		単位	区分	料金（1人）
ライフル射撃場	エアライフル	1日	児童及び生徒	230円
			学生	430円
			その他の者	630円
			児童及び生徒	190円

	ビームライフル	1 日	学生	390円
			その他の者	590円
	スモールボアライフル	1 日	生徒	500円
			学生	700円
			その他の者	900円
散弾銃射撃場 スキート射撃場 トラップ射撃場		1 日		2,500円
大口径射撃場	ライフル銃	1 日		2,360円
	散弾銃（スラグ弾）	1 日		2,770円

(2) 占用使用の場合

種 類		単 位	料 金
ライフル射撃場	エアライフル	9時から12時まで	40円に利用人数を乗じた額及び10,000円の合計額
		12時から17時まで	40円に利用人数を乗じた額及び16,700円の合計額
	9時から17時まで	40円に利用人数を乗じた額及び26,800円の合計額	
スモールボアライフル	9時から12時まで	310円に利用人数を乗じた額及び10,000円の合計額	
		12時から17時まで	310円に利用人数を乗じた額及び16,700円の合計額
	9時から17時まで	310円に利用人数を乗じた額及び26,800円の合計額	
散弾銃射撃場 スキート射撃場 トラップ射撃場		1 日	1,900円に利用人数を乗じた額及び18,400円の合計額
大口径射撃場	ライフル銃	9時から12時まで	950円に利用人数を乗じた額及び23,400円の合計額
		12時から17時まで	950円に利用人数を乗じた額及び37,800円の合計額

散弾銃（スラグ弾）	9時から17時まで	950円に利用人数を乗じた額及び57,300円の合計額
	9時から12時まで	950円に利用人数を乗じた額及び29,900円の合計額
	12時から17時まで	950円に利用人数を乗じた額及び46,900円の合計額
	9時から17時まで	950円に利用人数を乗じた額及び71,600円の合計額

備考

- 1 料金が日を単位として定められている場合において、使用時間が1日に満たないときは、1日とする。
- 2 「占用使用」とは、ライフル射撃場のエアライフル若しくはスモールボアライフル若しくは大口径射撃場の施設を独占して使用する場合又はスキート射撃場若しくはトラップ射撃場の1面を独占して使用する場合をいい、「個人使用」とは、ライフル射撃場のビームライフルの施設にあっては当該施設を使用する場合を、それ以外の施設にあっては占用使用以外の場合をいう。
- 3 「児童」とは小学校（義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部を含む。）の児童及びこれらに準ずる者（ライフル射撃場のエアライフルの施設の個人使用の場合にあっては10歳未満の者を除く。）を、「生徒」とは中学校（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を含む。）又は高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）の生徒及びこれらに準ずる者（ライフル射撃場のスモールボアライフルの施設の個人使用の場合にあっては18歳未満の者を除く。）を、「学生」とは大学の学生及びこれに準ずる者をいう。

**選挙管理委員会**

福岡県選挙管理委員会告示第65号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項の規定に基づく県条例の制定若しくは改廃の請求又は同法第75条第1項の規定に基づく県の事務の執行に関する監査の請求をする場合の選挙権を有する者の総数の50分の1の数は、平成31年3月1日現在におけ

る選挙人名簿により、次のようになった。

平成31年3月29日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克己

84,690

**福岡県選挙管理委員会告示第66号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第76条第1項の規定に基づく県議会の解散の請求、同法第81条第1項の規定に基づく知事の解職の請求若しくは同法第86条第1項の規定に基づく副知事、県の選挙管理委員、県の監査委員若しくは公安委員会の委員の解職の請求又は地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定に基づく県の教育委員会の委員の解職の請求をする場合の選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数は、平成31年3月1日現在における選挙人名簿により、次のようになった。

平成31年3月29日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克己

629,310

**福岡県選挙管理委員会告示第67号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第80条第1項の規定に基づく県議会の議員の解職の請求をする場合の各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、平成31年3月1日現在における選挙人名簿により、次のようになった。

平成31年3月29日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克己

選挙区名	選挙権を有する者の総数の3分の1の数
北九州市門司区	28,151
北九州市小倉北区	50,752
北九州市小倉南区	58,574
北九州市若松区	23,080

北九州市八幡東区	19,042
北九州市八幡西区	70,432
北九州市戸畑区	16,408
福岡市東区	82,507
福岡市博多区	64,070
福岡市中央区	53,000
福岡市南区	71,035
福岡市城南区	34,505
福岡市早良区	58,789
福岡市西区	55,948
大牟田市	32,964
久留米市	83,649
直方市	15,804
飯塚市・嘉穂郡	39,663
田川市	13,333
柳川市	18,743
八女市・八女郡	23,422
筑後市	13,417
大川市・三潞郡	13,730
行橋市	20,279
中間市	12,056
小郡市・三井郡	20,430
筑紫野市	28,405
春日市	30,469
大野城市	27,107
宗像市	26,803
太宰府市	19,647
古賀市	16,127
福津市	17,506
うきは市	8,342



宮若市・鞍手郡	14,691
嘉麻市	10,948
朝倉市・朝倉郡	23,804
みやま市	10,733
糸島市	27,959
那珂川市	13,398
糟屋郡	61,359
遠賀郡	26,168
田川郡	22,136
京都郡	15,673
築上郡・豊前市	16,449

## 監査委員

### 監査公表第29号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により報告した農林水産部出先機関定期監査結果の報告（平成30年11月12日30監総第525号）に基づき、知事から措置を講じた旨の通知があったので、同条第12項の規定により、次のとおり公表する。

平成31年3月29日

福岡県監査委員 山下 芳 郎  
同 行 正 晴 實  
同 岩 崎 勇  
同 江 藤 秀 之

30農政第2532号  
平成31年3月7日

福岡県監査委員 山 下 芳 郎 様  
同 行 正 晴 様  
同 岩 崎 勇 様  
同 江 藤 秀 之 様

福岡県知事 小川 洋

監査の結果に係る措置について（通知）

平成30年11月12日30監総第525号の監査結果の報告に基づき、次のとおり講じた措置について通知します。

記

注意事項

対象機関の 属する部局名	監査の結果	講じた措置の内容
農林水産部	舗装復旧工事におけるガードレール設置工の変更設計において、誤った施工規模の単価を使用したため、積算過大となっていた。	設計積算に係るチェックリストについて、工事数量の確認を中心としたものに加え、資材費等基礎的単価の根拠や施工単価と適用条件の確認等を含めたものへ全面的に見直しを行った。 また、設計積算のチェックについては、これまで副担当1名で行っていたが、副担当2名で行うこととした。 さらに、係長及び課長でチェックする範囲を分担して行う。 これらの新たなチェックリストやチェック体制について、職員に周知徹底を行い、適正な設計積算に取り組んでいる。

対象機関の 属する部局名	監査の結果	講じた措置の内容
農林水産部	舗装工事の区画線工において、誤った施工規模の単価を使用したため、積算過大となっていた。	<p>設計積算に係るチェックリストについて、工事数量の確認を中心としたものに加え、資材費等基礎的単価の根拠や施工単価とその適用条件の確認等を含めたものへ全面的に見直しを行った。</p> <p>また、設計積算のチェックについては、これまで副担当1名で行っていたが、副担当2名で行うこととした。</p> <p>さらに、係長及び課長でチェックする範囲を分担して行う。</p> <p>これらの新たなチェックリストやチェック体制について、職員に周知徹底を行い、適正な設計積算に取り組んでいる。</p>

監査公表第30号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項の規定に基づく行政監査「ソーシャルメディアの活用状況等について」を県民情報広報課等24機関について実施したので、その結果を次のとおり公表する。

平成31年3月29日

福岡県監査委員	山下 芳郎
同	行正 晴實
同	岩崎 勇
同	江藤 秀之

平成30年度

行政監査結果報告書

(ソーシャルメディアの活用状況等について)

福岡県監査委員

## 目次

第1 監査の概要	1
1 テーマ	1
2 テーマ選定の理由	1
3 対象機関及び対象事務の選定	1
4 着眼点	2
(1) 活用状況	2
(2) リスク管理	2
(3) 利用指針の所管課の状況	2
5 利用指針	2
6 実施期間	2
7 実施方法	2
第2 監査の結果及び意見	4
1 利用機関について	4
(1) 活用状況	4
(2) 利用指針の遵守等の状況	6
2 利用指針の所管課について	12
(1) 指針の策定	12
(2) 活用状況の把握	13
(3) トラブルの発生と対応	14
(4) 利用機関に対する研修等の実施	14
3 総括意見	15
<b>【参考資料】</b>	16
○ 用語解説	16
○ ソーシャルメディアの利用機関の状況について	17



## 第1 監査の概要

### 1 テーマ

「ソーシャルメディアの活用状況等について」

### 2 テーマ選定の理由

フェイスブックやツイッターなどのソーシャルメディア※は、近年利用者が増加し、人々の生活に身近な情報の伝達手段として浸透しており、企業や自治体においても、これらのメディアを利用した情報発信が増加しているところである。

本県においても、広報紙やテレビ、ソーシャルメディア等を利用した情報発信手段の多様化を図り、それぞれの広報媒体の特性を踏まえた効果的な情報発信に取り組んでいるところである。

しかしながら、中には、ソーシャルメディアの利用を開始したものの存在が広く知られていない、あるいは情報発信が十分に行われていないと考えられるものが見受けられる。

また、不正確な情報や公序良俗に反するような情報を誤って発信した場合には、情報が瞬時に拡散するという特性から、甚大な損害を生じるおそれがある。さらに、不適切な表現等を使用したことにより、特定又は不特定の者の感情を害するなど、不測の事態を招くおそれもある。

そこで、今回、本県におけるソーシャルメディアを利用した情報発信に関し、その活用状況とリスク管理等の観点から監査を実施することにより、今後の県民サービスの向上や行政事務の改善につなげることを目的として、このテーマを選定した。

※…民間が運営するインターネット上のWebサービスを利用して、利用者自身が不特定多数に対して情報を発信、あるいは相互に情報のやりとりや共有を行うことができる情報伝達媒体。

### 3 対象機関及び対象事務の選定

監査の実施に先立って、知事部局ほか計428機関を対象にソーシャルメディアの利用状況に関する予備調査を実施したところ、表Iのとおり51機関において計99のソーシャルメディアを利用した情報発信事務が行われていることが判明した。

表I 行政監査予備監査の結果

部 局 等	対象機関数	ソーシャルメディアの利用状況	
		機関数	アカウント数
秘書室・総務部	25	2	6
企画・地域振興部	12	3	17
人づくり・県民生活部	11	6	10
保健医療介護部	21	1	1
福祉労働部	30	11	17
環境 部	6	2	2
商 工 部	16	6	17
農林水産部	29	6	10
県土整備部	22		
建築都市部	9	1	1
会計管理局	1		
教育委員会	144	9	12
警察本部	88	4	6
企業局・議会事務局・その他行政委員会の事務局	14		
合 計	428	51	99

この中から、利用するソーシャルメディアの種類や情報発信の状況等を踏まえ、表Ⅱの1（次頁参照）のとおり20機関計20事務をソーシャルメディアの利用機関としての監査対象とした。

また、利用指針の所管課として、知事部局においては総務部県民情報広報課及び企画・地域振興部情報政策課、教育委員会においては教育総務部総務企画課、警察本部においては総務部広報課の4機関（表Ⅱの2）を監査対象機関とした。

#### 4 着眼点

##### (1) 活用状況

- ア 情報発信の対象者や発信目的は明確になっているか。
- イ 発信する内容は分かりやすいものとなっているか。
- ウ 発信の頻度や閲覧状況の把握はどうか。

##### (2) リスク管理

- ア 発信内容に対する上司等の確認は行われているか。
- イ トラブル防止のためのモニタリング（監視）は行われているか。
- ウ トラブルが発生した場合の対応状況はどうか。

##### (3) 利用指針の所管課の状況

- ア 各所属に対する指導や研修等が行われているか。
- イ 各所属のソーシャルメディアの利用状況を把握しているか。
- ウ トラブルが発生した場合、内容を把握しているか。また、再発防止への取組を行っているか。

#### 5 利用指針

本県では、職務上においてソーシャルメディアを利用する際の指針として、知事部局においては平成25年8月に「福岡県ソーシャルメディア利用ガイドライン」を、教育委員会においては平成26年5月に「福岡県教育委員会ソーシャルメディア利用ガイドライン」を策定し、これに基づき適切な運用を図ることとしている。また、警察本部においても、平成28年3月に「ソーシャルメディアを利用した情報発信の運用について（通達）」を発出し、同様の取組を実施している。

なお、知事部局においては、他の団体と共同して運用しているアカウントについてはガイドラインの適用対象とはしていないが、その内容に十分留意することが求められている。

#### 6 実施期間

平成30年9月13日（木）～平成30年12月12日（水）

#### 7 実施方法

3に記載している延べ24機関について監査を実施した。

表Ⅱ 監査対象機関及び監査対象事務

## 1. ソーシャルメディアの利用機関

機関名	事務(アカウント)名	メディアの種類
総務部		
県民情報広報課	ふくおかインターネットテレビYoutube版	ユーチューブ
公文書館	福岡共同公文書館	フェイスブック
企画・地域振興部		
広域地域振興課	京築連帯アミニティ都市圏推進会議(※)	フェイスブック
国際局国際政策課	アジアレポート(※)	ツイッター
東京事務所	福岡県東京事務所	フェイスブック
人づくり・県民生活部		
生活安全課	女性と子どもの安全・安心	フェイスブック
私学振興・青少年育成局青少年育成課	(公式)ふくおか若者魁コミュニティ(福岡県)	フェイスブック
福祉労働部		
労働局労働政策課	福岡県若者ごととサポートセンター	ライン
久留米高等技術専門学校	福岡県立久留米高等技術専門学校	フェイスブック
環境部		
環境保全課	エコトンのエコ日記	フェイスブック
商工部		
新事業支援課	創業+応援くらぶFUKUOKA(※)	フェイスブック
観光局観光振興課	fukuokadeeps(※)	インスタグラム
北九州中小企業振興事務所	北九州地域中小企業支援協議会(※)	フェイスブック
農林水産部		
園芸振興課	福岡県クックバンド公式キッチン	クックバンド
経営技術支援課	ふくおか女性農業者コミュニティ	フェイスブック
美術館	福岡県立美術館	フェイスブック
図書館	福岡県立図書館	ツイッター
久留米高等学校	久高Life	フェイスブック
総務部広報課	福岡県警察公式チャンネル	ユーチューブ
交通部企画課	福岡県警察本部交通企画課Twitter	ツイッター
合計	20機関 20事務	

(※)…他の団体と共同で運用しているもの【5機関】

## 2. 利用指針の所管課

知事部局	教育委員会	警察本部
総務部県民情報広報課	教育総務部総務企画課	総務部広報課
企画・地域振興部情報政策課		
合 計		4機関

## 第2 監査の結果及び意見

### 1 利用機関について

#### (1) 活用状況

##### ア 情報発信の目的と対象者

ソーシャルメディアを利用した情報発信の目的について調査したところ、いずれの機関も「県の施策に関する情報を発信する」「活動内容やイベントの開催情報等を幅広く周知する」「県民に交流の場を提供する」などの目的を設定の上、必要に応じて運用ポリシーやソーシャルメディア内に記載するなどして、情報発信の目的を明確にしていた。

また、対象者については、表1のとおり15機関が全ての世代を対象に情報発信を行っており、5機関が対象者の主な世代を想定の上、情報発信を行っていた。

表1 想定している主な対象者

項目	機関数
特に設定なし	15
10代以下及び20代	2
10代以下、20代及び30代	2
20代から60代	1
合計	20

##### イ 情報発信の頻度

対象機関における情報発信の頻度を調査した結果は表2のとおりであり、月に1回以上情報を発信している機関は11機関であった。

特に、国際政策課や図書館においては、自動投稿機能を利用し、1日3～4回発信するなど、閲覧数の向上を図るための工夫を行っていた。

なお、「その他」の内容としては、「イベント開催など、発信案件があった都度」が6機関と最も多かったが、長期間にわたり発信を行っていない機関や、年に1、2回程度の発信にとどまっている機関もあった。

表2 情報発信の頻度

項目	機関数
ほぼ毎日	4
週に2～3回	2
月に4回	1
月に2～3回	4
その他	9
合計	20

### 【意見】

ソーシャルメディアの利用については、「乗っ取り」や「成りすまし」などのリスクを負うという側面もあることから、長期間にわたり発信を行っていない機関や発信回数が著しく少ない機関においては、改めてソーシャルメディアの利用の必要性について検討した上で、これが認められる場合はより効果的な活用を図っていく、必要性がなくなると判断される場合はアカウントを削除するなどの対応が望まれる。

### ウ 情報発信の工夫と閲覧状況の把握

- 情報発信の工夫
  - ・ 情報の発信に当たり、その発信をより効果的なものとするため、
    - ・ より多くの人にアクセスしてもらえよう、ソーシャルメディアへのアクセス数が多くなるとされる正午頃や午後6時頃に発信する。
    - ・ 自動投稿機能を利用し、1日に3～4回発信する。
    - ・ 行政用語を分かりやすい言葉に置き換えて表現するようにしている。
    - ・ 情報発信に併せて、ホームページによる周知や他のソーシャルメディアにも投稿を行う。
    - ・ 目に留まりやすいよう、基本的に画像を添付し投稿している。
    - ・ 『いいね』等の反応が多い投稿を分析し、投稿内容や発信時刻に反映している。
  - ・ 各機関において工夫が見られた。
- 閲覧状況の把握
  - ・ 対象機関において、分析機能等を利用して閲覧者数を「確認している」と回答した機関は9機関、「確認していない」又は「システム上確認できない」と回答した機関は11機関であった。確認していない理由としては、「フォロワー数が少ないため」「情報発信のみを想定し運用しているため」等が挙げられた。

### 【意見】

情報発信に当たっては、多くの人に見てもらおうための工夫が見られた。

今後は、各機関において、情報発信に対する反応や閲覧状況の把握などを行い、これらの工夫が効果的なものとなっているかを検証しその後の発信に反映させるなど、より効果的な情報発信に努められたい。

## (2) 利用指針の遵守等の状況

前述のとおり、本県では、職務上ソーシャルメディアを利用する際は、「福岡県ソーシャルメディア利用ガイドライン」及び「福岡県教育委員会ソーシャルメディア利用ガイドライン」（以下これを「ガイドライン」という。）並びに警察本部の「ソーシャルメディアを利用した情報発信の運用について（通達）」（以下「運用通達」という。）を遵守することとしている。

また、知事部局においては、他の団体と共同して運用しているアカウントについても、ガイドラインに十分留意することが求められている。そこで、ガイドライン又は運用通達が適用される機関（以下「適用機関」という。）15機関と、知事部局において他の団体と共同で運用している機関（以下「共同運用機関」という。）5機関について、その状況を調査した。

### ア 運用ポリシーの策定

ガイドライン及び運用通達では、ソーシャルメディアの利用に当たっては、アカウントの運用方針（以下「運用ポリシー」という。）を作成の上、所属内で共有するとともに、原則として当該アカウント内で明示することとしている。

今回調査したところ、対象機関20機関における運用ポリシーの作成及び明示の状況は表3のとおりとなり、作成した運用ポリシーをアカウント内で明示していなかった機関は9機関、運用ポリシーを作成していなかった機関は1機関であった。

表3 運用ポリシーの作成及び明示の状況

項目	適用機関	共同運用機関
運用ポリシーを作成している (内訳)	15	4
アカウント内で明示している	8	
運用ポリシーを掲載している「ソーシャルメディア一覧」のホームページURLを当該アカウント内でリンク表示している	2	
アカウント内で明示していない	5	4
運用ポリシーを作成していない		1
合計	15	5

### 【意見】

運用ポリシーは、担当所属名や発信目的に加え、禁止事項や免責事項など周知すべき事項が記載されていることから、作成した運用ポリシーをアカウント内で明示していない5機関については、早急に明示されたい。

〔生活安全課、久留米高等技術専門学校、経営技術支援課、久留米高等学校、交通企画課〕



また、運用ポリシーを当該アカウント内に直接明示せず、ホームページに掲載されている「ソーシャルメディア一覧」のURLをリンク表示している機関が2機関あったが、この場合、閲覧者が複数の運用ポリシーの中から該当する運用ポリシーを探し出す必要があるため利便性が低下すること、また、操作を誤って他のアカウントの運用ポリシーを参照する懸念もあることから、明示方法について改善されたい。

〔労働政策課、広報課〕

共同運用機関5機関についても、ガイドラインの趣旨に基づき、運用ポリシーの作成及び当該アカウント内の明示について対応することが望まれる。

#### イ 成りすましの防止（アカウントの明示等）

ガイドライン及び運用通達では、利用指針の所管課は、ソーシャルメディアを利用する所属長からの届出等を受け、利用するソーシャルメディアのサービスマ名やアカウント名、運用ポリシーその他必要な事項をホームページに掲載することとしている。

今回の調査の結果、適用機関15機関のうち12機関については、ホームページに必要な事項が掲載され、公開されていた。

ホームページに掲載されていない3機関については、所属長が利用指針の所管課に対し、ソーシャルメディアの利用届出書を提出していたにもかかわらず、同課はホームページの掲載に必要な手続を行っていないかった。なお、このうち2機関については、本監査の実施通知後に利用届出書を提出していたものである。

一方、共同運用機関のうち「掲載されている」と回答した機関は3機関あったが、このうち1機関については、平成28年度に担当所属が変わり、平成29年度にアカウント名も変更していたもの、利用指針の所管課に対しその旨を届け出ていなかったため、ホームページには依然として旧所属名及び旧アカウント名が掲載されていた。

表4 ホームページへのアカウント等の掲載状況

項目	適用機関	共同運用機関
掲載されている	12	3
掲載されていない	3	2
合計	15	5

**【意見】**

県の公式アカウントとしての証明は、ホームページにアカウントを掲載することにより行うこととしていることから、ホームページにアカウントを掲載していない3機関について、速やかに掲示されるよう、利用指針の所管課において対応されたい。  
〔総務企画課〕

また、利用届出書の提出が遅れた2機関においては、改めて手続を確認の上、事務に遺漏のないよう対応されたい。  
〔美術館、久留米高等学校〕

共同運用機関のうち、ホームページの掲載が旧所属名及び旧アカウント名のままとなっているものについては、速やかには正が必要である。また、ホームページにアカウントを掲載していない2機関についても、ガイドラインの趣旨に基づいた対応が望まれる。

また、ガイドライン及び運用通達では、成りすまし防止のため、所属長は、当該アカウントのプロフィール欄等に当該アカウントを紹介しているホームページのURLを記載することとしている。

今回、ホームページにアカウント名を掲載している運用機関と共同運用機関合わせて15機関について、プロフィール欄等へのホームページURLの記載状況について調査したところ、記載していた機関は7機関、記載していなかった機関は8機関であった。

表5 アカウント内でのホームページURLの記載

項目	適用機関	共同運用機関
記載している	6	1
記載していない	6	2
合計	12	3

**【意見】**

当該アカウント内のホームページURLの記載は、公式アカウントであることを証明するための手段であることから、記載していない6機関においては、速やかに記載されたい。

〔東京事務所、生活安全課、久留米高等技術専門学校、環境保全課、園芸振興課、交通企画課〕

併せて、ホームページにアカウントが掲載されていない3機関(表4参照)についても、掲載後速やかに当該アカウント内に記載されたい。

〔美術館、図書館、久留米高等学校〕

加えて、共同運用機関のうち、URLを記載していない2機関及びホームページにアカウントが掲載されていない2機関(表4参照)についても、ガイドラインの趣旨に基づいた対応が望まれる。

## ウ セキュリティ対策

職員が情報発信に用いる端末について、知事部局のガイドラインでは、原則としてセキュリティ対策を実施したシステム管理課(現：情報政策課)が管理する共用パソコンを使用することとしている。

また、教育委員会のガイドラインにおいても、原則としてセキュリティ対策を実施したシステム管理課(現：情報政策課)が管理する共用パソコン又は施設課が管理する校務用パソコンを使用することとしている。

さらに、警察本部の運用通達においても、個人所有機器を使用しなくてはならず、当該発信に用いる端末は情報管理課が整備したパソコンを使用することとしており、これにより難しい場合は利用指針の所管課に協議することとしている。

今回、対象機関の情報発信の状況について調査したところ、20機関のうち、職員が情報発信を行っている機関は17機関あり、使用している端末の状況は表6のとおりであった(その他3機関については、情報発信を外部委託しているため、ガイドラインの適用対象外とされている。)

表6 情報発信端末の状況

項目	適用機関	共同運用機関
ガイドライン又は運用通達に定められた端末を使用 (内数)	11	1
加えて、職員個人の携帯端末も使用	1	
加えて、第三者が所持する端末も使用	1	
所属で業務上導入している独自システムの端末を使用	2	
協議会等が所有する端末を使用		3
合計	13	4

適用機関において、ガイドライン又は運用通達に定められた端末を使用していた機関は11機関あったが、このうち、職員個人の携帯端末も使用していた機関が1機関、ホームページのデータを作成し

ている第三者に、ソーシャルメディアの情報発信作業についても依頼し、第三者が所持する端末からも情報を発信させていた機関が1機関あった。

また、所属で業務上導入している独自システムの端末をソーシャルメディアの発信業務に使用していた機関が2機関あった。

#### 【意見】

職員個人の携帯端末を使用している機関や第三者の端末から情報発信をさせていた機関においては、セキュリティの確保が困難であることから、速やかに是正されたい。

〔東京事務所、久留米高等学校〕

また、所属で業務上導入している独自システムの端末を使用していた機関においては、早急にご利用指針の所管課に協議の上、必要なセキュリティ対策を講じられたい。

〔美術館、図書館〕

#### エ 情報発信の手続

ガイドラインでは、発信する情報の管理を適正に行うため、所属長は、情報発信担当者（以下「担当者」という。）及び情報発信責任者（以下「責任者」という。）を指定し、担当者は発信する情報について責任者の承認を得た上で発信することとしている。

また、運用通達では、情報発信を行う際は、ソーシャルメディア情報発信伺いにより運用管理者（所属長）の決裁を受けた上で発信することとしている。

今回、対象機関20機関に対し、情報発信の手続について調査を行ったところ、いずれの機関においても、ガイドライン又は運用通達に則り、適正に手続が行われていた。

#### オ 意見や質問への対応

ガイドラインでは、閲覧者からの意見や質問に対し個別に対応しない旨の運用方針を定めた場合には、その旨と問合せ先等を当該アカウントのプロフィール欄等に明示することとしている。

また、運用通達では、アカウントに対する書き込みに対しては原則として返信しないこととしており、特に返信の必要がある場合には、運用ポリシーにおいて定める範囲とすることとしている。

今回、対象機関20機関の状況を調査した結果は表7のとおりである。適用機関15機関のうち、ガイドライン及び運用通達どおりの対応をしていた機関は11機関であり、その他の4機関については、個別に対応しない旨の運用方針を定めていたが、その旨をアカウント内に明示していなかった。

表7 意見や質問への対応状況

項目	適用 機関	共同運 用機関
ガイドラインや運用通達どおりの対応をしている (内訳)	11	3
個別に対応している	4	3
個別に対応しない旨等をアカウン ト内に明示している	7	
個別に対応しない旨等をアカウント内に明示 していない	4	2
合 計	15	5

## 【意見】

閲覧者からの意見や質問について、対応しない旨の運用方針を定めているにもかかわらずアカウント内に明示していない機関においては、閲覧者が誤って意見等を送信するなどし、回答がないことで県政に対する信頼を失い無用な批判を招くおそれもあることから、閲覧者がすぐに認知できるようアカウント内に明示されたい。  
〔生活安全課、労働政策課、久留米高等技術専門学校、久留米高等学校〕

また、共同運用機関においても、ガイドラインの趣旨に基づいた対応が望まれる。

## カ モニタリング（監視）の実施

「成りすまし」や「乗っ取り」、「炎上」などのトラブルの発生を早期に発見するため、モニタリング（監視）の実施状況を調査したところ、モニタリングを行っている所属は14機関であった。これらの実施頻度について調べたところ、「ほぼ毎日」が3機関、「週に2,3回」が2機関、「週に1回」が6機関などとなっていた。また、実施していない機関は6機関であった。

表8 モニタリングの実施状況

項目	機関数
実施している	14
(内訳)	3
ほぼ毎日	2
週に2,3回	6
週に1回	3
その他	6
実施していない	6
合 計	20

**【意見】**

モニタリングの実施について、ガイドライン及び運用通達では特に示されていないが、「成りすまし」や「乗っ取り」などのトラブルの発生を未然に防ぐ、あるいは早期に見出すには、定期的なモニタリングの実施が必要であると考えられることから、モニタリングを実施していない機関については、定期的な実施が望まれる。

**キ トラブルの発生状況**

過去5年間における「成りすまし」や「乗っ取り」、「炎上」などのトラブルの発生状況について調査したところ、いずれの機関もトラブルの発生はなかったとの回答であった。

**ク 利用等に関する研修について**

ソーシャルメディアの利用等に関する研修の受講状況について調査したところ、職員が県主催の広報に関する研修を受講した機関が2機関、委託業者の職員が民間団体の研修を受講した機関が1機関あった。一方で、ソーシャルメディアの利用上の課題については、「ソーシャルメディアを活用できる人材の育成が必要」「ソーシャルメディアの効果的な活用方法を学びたい。」といった回答があった。

**2 利用指針の所管課について**

知事部局、教育委員会及び警察本部においてソーシャルメディアに関する利用指針を所管している4課に対し、指針の作成状況、各機関の利用状況等の把握や指導、トラブル発生時の対応状況等について調査した。

**(1) 指針の策定**

前述のとおり、本県においては、ソーシャルメディアの適切な運用を図るため、知事部局では平成25年8月に「福岡県ソーシャルメディア利用ガイドライン」を、教育委員会では平成26年5月に「福岡県教育委員会ソーシャルメディア利用ガイドライン」を策定の上、適切な運用を図ることとしている。また、警察本部においても、平成28年3月に「ソーシャルメディアを利用した情報発信の運用について(通達)」を發出し、同様の取組を実施している。

そこで、ガイドライン及び運用通達の内容について確認したところ、知事部局においては、ガイドライン策定後にその所管課が変更されているにもかかわらず依然として変更前の所管課が記載されていたほか、現在には廃止されている運用要領を記載したまま、これを遵守するよう求めていた。



教育委員会においては、本監査の実施通知後の平成30年8月にガイドラインを改正しているが、改正後も知事部局と同様、現在は廃止されている運用要領を記載したまま、これを遵守するよう求めている。

警察本部においては、本監査の実施通知後の平成30年8月に新たに運用通達を發出し、必要な改正を行っていた。

### 【意見】

ガイドラインは、職務上ソーシャルメディアを利用する際の基本的な考え方や留意点を示すものであり、その内容については、ソーシャルメディアの利用状況等の現状に沿ったものとなっているか、参照する要領等に変更がないかなどについて、定期的に確認の上、必要に応じて改正し周知する必要がある。

これらガイドラインについては、直ちに内容を確認の上、必要な見直しをされたい。

〔県民情報広報課、情報政策課、総務企画課〕

## (2) 利用状況の把握

各機関におけるソーシャルメディアの利用状況の把握方法であるが、知事部局においては、ホームページのソーシャルメディアアカウント一覧に掲載されているアカウントについて、県民情報広報課の担当者が投稿状況を年1回調査しており、教育委員会においても、総務企画課の担当者が所属で把握しているアカウントの投稿状況を週に1回程度確認していた。また、警察本部においては、広報課で個別に随時投稿内容の確認を行っているほか、同課が運用しているツイッターと他所属が運用しているソーシャルメディアを連携させ、他所属で投稿があった場合にツイッターにも自動で投稿させることにより投稿内容を確認しているとのことであった。

しかしながら、共同運用機関のうち1機関においては、所属名やアカウント名が変更されているにもかかわらず、利用指針の所管課は変更内容を確認していなかった。

### 【意見】

知事部局、教育委員会及び警察本部のいずれの所管課においても利用状況の把握は行われていたが、中には、所属名やアカウント名が変更されていたにもかかわらず、ソーシャルメディア一覧には旧所属名及び旧アカウント名の表示のままとなっていたものがあったので、利用状況の把握の際には、これらについても確認することが望まれる。



### (3) トラブルの発生と対応

トラブルの発生事例やその後の対応について、利用指針の所管課に確認したところ、いずれの所管課も過去5年間についてトラブルの発生報告はなかったとのことであった。

### (4) 利用機関に対する研修等の実施

ソーシャルメディアの利用に関する研修等の実施状況であるが、知事部局では、ガイドラインの運用開始時に各所属に対し通知の発出及び説明会を開催したが、その後は、毎年度開催している各部広報担当監会議において、ガイドラインに関する資料の配布・説明と、各所属への周知の依頼をするにとどまっていた。

教育委員会においては、通知の発出のみで説明会等の開催実績はなかった。

警察本部では、各所属を対象に毎年度開催している広報活動研修会において、ソーシャルメディアの活用について呼びかけを行っていた。

一方、ソーシャルメディアの利用に関するスキルアップや、効果的な活用方法等に関する研修については、いずれも実施していなかった。

#### 【意見】

知事部局においては、ガイドライン運用開始時の説明会の開催以降、各部の広報所管課を通じたガイドラインの周知を行うにとどまっております。また、教育委員会においては、通知の発出以降、周知に関する取組が特になされていなかった。そのため、その後の人事異動により職員が入れ替わった所属や、新しくソーシャルメディアを利用したり情報発信を開始する所属においては、ガイドラインが存在すること、また、共同運用機関であってもガイドラインに十分に留意する必要があることなどを認識していないおそれがある。

今後は、各所属に対し、文書等により定期的に周知する、あるいは必要に応じて説明会を開催するなど、ソーシャルメディアの適正な運用を図るための取組を実施されたい。

〔県民情報広報課、情報政策課、総務企画課〕

ソーシャルメディアの利用に関するスキルアップや効果的な活用方法に関する研修については、県主催の研修のほか、ソーシャルメディアの種類によっては民間団体でも実施されていることから、これらの情報を利用機関に積極的に周知するなど、研修機会の確保に向けた取組が望まれる。

### 3 総括意見

ソーシャルメディアは、瞬時に情報を発信でき、多くの人々に情報を迅速に伝達できることから、利用する際には、この特性を活かし効果的に発信していくことが望まれる。その一方で、誤って投稿された情報等も瞬時に拡散することとなるため、トラブルが発生した場合に被害が拡大しやすく、想定外の影響を及ぼすといった危険性もはらんでいる。

そこで、本県では、ソーシャルメディアの積極的な活用に当たり、未然にトラブルを防止し、情報発信の正確性や安全性を確保するため、ガイドラインや運用通達といった指針が作成され、これらに基づき適切に運用することとされているものである。

今回の監査の結果、利用指針の遵守等については、全体として概ね適正であることが認められた。しかし、一部の機関において指針に定められたとおりに運用していない機関や、共同運用機関においてガイドラインに留意しなければならぬことを認識していない機関が見受けられた。これらの背景としては、利用する所属が指針の存在やその内容について十分に認識・理解をしていなかったことに加え、利用指針の所管課による指針の周知が行われていない、あるいは形式的なものとなっていたことも一因となつたのではないかと考えられる。今後は、利用する所属が指針を遵守することはもちろんのこと、所管課においても指針の更なる周知徹底や遵守に向けた取組が望まれる。

また、利用指針について、その内容が古く、見直しがされていない箇所が認められたが、利用指針の所管課は、このような状態を放置せず、直ちに対応すべきである。

一方、ソーシャルメディアの利用に当たっては、閲覧者を拡大するため工夫が各所属で行われていた。今後も、ソーシャルメディアの特性を活かした効果的な情報発信を行うことにより、県民の方々への積極的な情報提供に努めていくことが望まれる。加えて、現在ソーシャルメディアを利用していない機関についても、業務の特性を踏まえながら、活用について積極的に検討していくことが望まれる。

県の各機関においては、今回の監査結果及び意見を参考とされ、今後の効果的な情報提供に資することを期待して、監査委員の意見とする。

## 【参考資料】

## ○ 用語解説

用語	解説
アカウント	利用するサービスにログインするための、利用者権限のことをいう。
インスタグラム	フェイスブック社が運営するインターネット上のアプリケーションソフト。撮影した写真や動画に編集等を加えて投稿し、双方向のやり取りができる。
炎上	投稿に対し、批判や苦情が殺到し、収拾がつかなくなる状態をいう。
クックパッド	クックパッド株式会社による料理レシピのウェブサイト。
ツイッター	ツイッター社が運営するインターネット上のサービス。利用者が「ツイート」と呼ばれるつぶやきを投稿し、双方向のやり取りができる。
成りすまし	他者のふりをして、インターネット上のサービスを利用することをいう。
乗っ取り	他者のアカウントのパスワードを入手するなどして不正にログインすること。
フェイスブック	フェイスブック社が運営するインターネット上のサービス。利用者が実名登録による双方向のやり取りを行うことができる。
URL	ウェブサイトのアドレスのことをいう。
ユーチューブ	グーグル社が運営する動画共有サービス。投稿された動画が閲覧でき、自分で撮影した動画を投稿することもできる。
ライン	ライン株式会社が運営するインターネット上のアプリケーションソフト。複数人同士で音声通話やネット上の会話ができる。

※ この「用語解説」は、「福岡県ソーシャルメディア利用ガイドライン」からの引用と、関係書籍等をもとに監査委員事務局で整理したもので構成している。







利用機関名	アカウンタ名 【ソーシャルメディアの種類】	情報発信の目的	想定している 主な対象者	情報発信 の頻度	運用ポリシーの策定 及び明示の状況	ホームページ 上のソーシャル メディア ルーフター リアルへのアカウンタ 等の掲載		アカウンタ内で ホームページ URLの記載		情報発信者 の状況		ソーシャルメ ディア上におけ る関係者から の意見や質問 への対応
						あり	なし	あり	あり	あり	なし	
広域地域振興課	京築連帯アムニシティ 都市圏推進会議 【フェイスブック】	若者を対象とした多言語による福岡 の魅力及びホップカルチャー情報を発 信すること。 10代以下及び 20代	ほぼ毎日	策定しているが、アカウンタ内 で明示してい ない	あり	あり	あり	あり	共有ペソコ 明示なし	共有ペソコ の策定	共有ペソコ の策定	共有ペソコ の策定
国際政策課	アジアレポート 【ツイッター】	若者を対象とした多言語による福岡 の魅力及びホップカルチャー情報を発 信すること。	ほぼ毎日	策定しているが、アカウンタ内 で明示してい ない	あり	あり	あり	あり	共有ペソコ の策定	共有ペソコ の策定	共有ペソコ の策定	共有ペソコ の策定
国際政策課	創業+応援くらぶ FUKUOKA 【フェイスブック】	創業+応援くらぶFUKUOKAが開催す るセミナーや支援施策のほか、中小 企業支援機関の施策情報等の発信 により、創業+応援くらぶFUKUOKA 委員を支援すること。	月に2～3回	策定しているが、アカウンタ内 で明示してい ない	あり	あり	あり	あり	共有ペソコ の策定	共有ペソコ の策定	共有ペソコ の策定	共有ペソコ の策定
観光振興課	fukuokadeeps 【インスタグラム】	観光需要が見込まれる「明治日本の 産業革命遺産」をはじめとした本県の 近代化産業遺産の歴史、文化、食を SNSで情報発信し、福岡県への誘客 促進を図ること。	月に2～3回	策定しているが、アカウンタ内 で明示してい ない	あり	あり	あり	あり	共有ペソコ の策定	共有ペソコ の策定	共有ペソコ の策定	共有ペソコ の策定
北九州中小企業 振興事務所	北九州地域中小企 業支援協議会 【フェイスブック】	北九州地域中小企業支援協議会の 構成員が開催するイベント、セミナー 等の情報を広く発信すること。	月に2～3回	策定しているが、アカウンタ内 で明示してい ない	あり	あり	あり	あり	共有ペソコ の策定	共有ペソコ の策定	共有ペソコ の策定	共有ペソコ の策定



**監査公表第31号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づく財政的援助等に係る監査を公益財団法人アクロス福岡等41団体について実施したので、その結果を次のとおり公表する。

平成31年3月29日

福岡県監査委員	山下 芳郎
同	行正 晴實
同	岩崎 勇
同	江藤 秀之

## 第1 監査の概要

## 1 監査対象団体、監査対象期間及び監査実施期間

(1) 監査対象団体 : 公益財団法人 アクロス福岡等41団体

(2) 監査対象期間 : 平成29年度

(3) 監査実施期間 : 平成30年10月2日～平成31年2月7日

監査対象団体ごとの監査実施日は、次のとおりである。

区分	監査対象団体名	監査実施日
出 資 団 体	公益財団法人 アクロス福岡	平成30年10月2日～平成30年10月4日
	公立大学法人 九州歯科大学	平成30年10月10日～平成30年10月12日
	株式会社 久留米リサーチ・パーク	平成30年10月16日～平成30年10月18日
	福岡県道路公社	平成30年10月23日～平成30年10月24日
	公益財団法人 福岡県産業・科学技術振興財団	平成30年10月30日～平成30年11月1日
	福岡北九州高速道路公社	平成30年11月6日～平成30年11月8日
	平成筑豊鉄道株式会社	平成30年11月13日～平成30年11月15日
	公益財団法人 福岡県暴力追放運動推進センター	平成30年11月21日
	公益財団法人 水素エネルギー製品研究試験センター	平成30年11月27日～平成30年11月28日
	福岡県住宅供給公社	平成30年12月4日～平成30年12月5日
	全国漁業信用基金協会 福岡支所	平成31年1月9日～平成31年1月10日
	公益財団法人 福岡県農業振興推進機構	平成31年1月16日～平成31年1月17日
	公益財団法人 特定鉱害復旧事業センター	平成31年1月18日

区分	監査対象団体名	監査実施日
出資団体	公益財団法人 福岡県生活衛生営業指導センター	平成31年1月22日～平成31年1月23日
	公益財団法人 福岡県建設技術情報センター	平成31年1月29日～平成31年1月30日
補助金等 交付団体	公益財団法人 福岡県女性財団	平成31年1月31日
	宗教法人 カトリック福岡司教区 高宮カトリック幼稚園	平成30年10月25日
	学校法人 池田学園 白川幼稚園	平成30年11月22日
	一般社団法人 福岡市医師会	平成30年11月29日
	一般社団法人 福岡県私立幼稚園退職金基金社団	平成30年12月11日
	福岡県土地改良事業団体連合会	平成30年12月11日
	一般社団法人 福岡県歯科医師会	平成30年12月12日
	一般財団法人 九州環境管理協会	平成30年12月13日
	福岡県障がい者スポーツ協会	平成30年12月13日
	北九州空港利用促進協議会	平成31年1月8日
	直轄地域鳥獣被害防止対策協議会	平成31年1月8日
	西日本鉄道株式会社	平成31年1月9日
	どんきゃんきょん保存会	平成31年1月10日
	鶴味噌醸造株式会社	平成31年1月10日
	株式会社 麻生 飯塚病院	平成31年1月24日
	学校法人 福岡大学 福岡大学病院	平成31年1月24日
	医療法人 輝栄会 福岡輝栄会病院	平成31年1月31日

区分	監査対象団体名	監査実施日
補助金等交付団体	一般社団法人 八女筑後医師会	平成31年2月5日
	学校法人 宮田学園 国際貢献専門大学校	平成31年2月5日
	一般社団法人 福岡県私学教育振興会	平成31年2月6日
	福岡県職業能力開発協会	平成31年2月6日
	一般社団法人 福岡県バス協会	平成31年2月7日
	学校法人 産業医科大学 産業医科大学病院	平成31年2月7日
	JTB・フアビルス共同事業体	平成30年11月20日
	株式会社 西日本新聞イベントサービス	平成30年11月29日
	クローバープラザが管理運営共同事業体	平成30年12月6日
	指定管理者の 施設の 管理者の	

## 2 監査の主眼

今回の監査は、財政的援助等に係る出納その他の事務が、援助等の目的に沿って適正かつ効率的に執行されているかに意を用いて実施した。

## 第2 監査の結果

今回の監査の結果、各監査対象団体における財政的援助等に係る出納その他の事務は、下記事項を除き、調査した範囲において適正に執行されていた。

- 1 指摘事項(是正又は改善等を要し、著しく適正又は妥当性を欠くもの)  
該当なし
- 2 注意事項(是正又は改善等を要し、適正又は妥当性を欠くもの)  
注意事項に該当するものは、次のとおりである。

所管部局名	調査区分	説 明
商工部	予算決算・ 資産管理	債権回収の委託契約において、当該団体は債権回収会社に遅滞なく回収金を送金させるべきであったにもかかわらず、全く送金できていなかった。

監査公表第32号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づく定期監査を人づくり・県民生活部、保健医療介護部及び福祉労働部出先機関のアジア文化交流センター等36機関について実施したので、その結果を次のとおり公表する。

平成31年3月29日

福岡県監査委員	山下 芳郎
同	行正 晴實
同	岩崎 勇
同	江藤 秀之



監査対象機関名	監査実施日
福岡高等技術専門校	平成30年10月4日～平成30年10月5日
戸畑高等技術専門校	平成30年10月2日～平成30年10月3日
小竹高等技術専門校	平成30年10月2日～平成30年10月3日
久留米高等技術専門校	平成30年10月30日～平成30年10月31日
大牟田高等技術専門校	平成30年10月23日～平成30年10月24日
田川高等技術専門校	平成30年10月4日～平成30年10月5日
小倉高等技術専門校	平成30年10月4日～平成30年10月5日
福岡障害者職業能力開発校	平成30年10月30日～平成30年10月31日

福祉労働部

## 2 監査の主眼

今回の監査は、財務に関する事務が適正に執行されているか、併せて経済性、効率性及び有効性を考慮して執行されているかに意を用いて実施した。

特に、生活保護費の支給状況については、収入及び各種扶助の認定並びに支給が適正に行われているかを重点事項として監査を行った。

## 3 監査の範囲等

### (1) 財務に関する事務の監査の範囲

#### ア 収入

使用料及び手数料、財産収入、諸収入等の調定及び収入状況、現金領収証の取扱い及び申込みの状況、保管現金（緊急用前渡資金等）の状況、債権の管理状況、収入未済解消の取組状況、証紙収入の消印状況及び金額の確認

#### イ 支出

報償費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料等の執行状況

#### ウ 人件費

報酬及び賃金の執行状況、通勤手当（変更分）の認定及び支給状況

#### エ 契約

契約締結及び履行確認の状況

#### オ 公有財産

土地、建物、工作物、樹木等の管理状況

#### カ 物品

取得、管理及び処分状況

#### キ 扶助費

扶助費の執行状況（生活保護費を除く）

### (2) 重点事項の監査の範囲等

#### ア 監査対象機関

保健福祉（環境）事務所7機関

#### イ 監査の内容

生活保護費の支給状況について

#### ウ 監査の視点

収入及び各種扶助の認定並びに支給は、適正に行われているか。



## 第2 監査の結果

## 1 財務に関する事務(2の重点事項を除く)

今回の監査の結果、下記事項を除き、調査した範囲において適正に執行されていた。

- (1) 指摘事項(是正又は改善等を要し、著しく適正又は妥当性を欠くもの)  
指摘事項に該当するものは、次のとおりである。

対象機関名	調査区分	件数	説 明
福祉労働部 福岡高等技術専門学校	支出	1	廃棄物処理業務の支出において、支出科目を誤っていた。
計		1	1件

- (2) 注意事項(是正又は改善等を要し、適正又は妥当性を欠くもの)  
注意事項に該当するものは、次のとおりである。

対象機関の 属する部局名	調査区分	件数	説 明
保健医療介護部	収入	2	生活保護費返還金において、収入未済額が前年度に比べて増加している。
	契約	1	総合庁舎構内交換電話設備改修工事において、決裁権者の承認を得ずに工期を変更していた。
	収入	1	職業訓練委託費返還金において、前年度に引き続き、未収金回収のための充分な徴収努力がなされていない。
計		4	4件

## 2 重点事項(生活保護費の支給状況)

保健福祉(環境)事務所の監査対象期間末日現在の被保護世帯数13,418世帯のうち、615世帯を抽出(抽出率4.58%)し調査を行った。

監査の視点から見ただとところ、下記事項を除き適正に執行されていた。

- (1) 指摘事項(是正又は改善等を要し、著しく適正又は妥当性を欠くもの)  
該当なし

- (2) 注意事項(是正又は改善等を要し、適正又は妥当性を欠くもの)

注意事項に該当するものは、次のとおりである。

対象機関の 属する部局名	調査区分	件数	説 明
保健医療介護部	支出	1	生活保護費において、住宅扶助費の入力を誤ったため、支給過大となっていた。
計			1件

**監査公表第33号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づく定期監査を警察本部関係機関の北九州市警察部等41機関について実施したので、その結果を次のとおり公表する。

平成31年3月29日

福岡県監査委員	山下 芳郎
同	行正 晴實
同	岩崎 勇
同	江藤 秀之

## 第1 監査の概要

## 1 監査対象機関、監査対象期間及び監査実施期間

- (1) 監査対象機関：警察本部関係機関41 機関  
 (2) 監査対象期間：平成29年11月1日～平成30年10月31日  
 (3) 監査実施期間：平成31年1月10日～平成31年2月15日  
 監査対象機関ごとの監査実施日は、次のとおりである。

監査対象機関名	監査実施日
北九州市警察部	平成31年1月21日
警察学校	平成31年1月10日
交通機動隊	平成31年1月11日
高速道路交通警察隊	平成31年1月21日
第一機動隊	平成31年1月21日
第二機動隊	平成31年1月21日
中央警察署	平成31年1月17日～平成31年1月18日
博多警察署	平成31年1月16日～平成31年1月18日
東警察署	平成31年1月24日～平成31年1月25日
南警察署	平成31年1月29日～平成31年1月30日
早良警察署	平成31年1月22日～平成31年1月23日
西警察署	平成31年1月24日～平成31年1月25日
粕屋警察署	平成31年1月29日～平成31年1月30日
春日警察署	平成31年1月22日～平成31年1月23日
筑紫野警察署	平成31年1月24日～平成31年1月25日
糸島警察署	平成31年1月17日～平成31年1月18日
宗像警察署	平成31年1月29日～平成31年1月30日
朝倉警察署	平成31年1月22日～平成31年1月23日
博多臨港警察署	平成31年1月11日
福岡空港警察署	平成31年1月16日
小倉北警察署	平成31年2月13日～平成31年2月15日
小倉南警察署	平成31年2月7日～平成31年2月8日
八幡東警察署	平成31年2月13日～平成31年2月14日
八幡西警察署	平成31年2月7日～平成31年2月8日
折尾警察署	平成31年2月14日～平成31年2月15日
若松警察署	平成31年1月21日
戸畑警察署	平成31年1月21日
門司警察署	平成31年2月5日～平成31年2月6日
行橋警察署	平成31年2月7日～平成31年2月8日
豊前警察署	平成31年1月21日
飯塚警察署	平成31年2月5日～平成31年2月6日
嘉麻警察署	平成31年1月21日

監査対象機関名	監査実施日
直方警察署	平成31年1月21日
田川警察署	平成31年2月5日～平成31年2月6日
久留米警察署	平成31年1月31日～平成31年2月1日
小郡警察署	平成31年1月10日～平成31年1月11日
うきは警察署	平成31年2月13日
筑後警察署	平成31年1月21日
八女警察署	平成31年1月31日～平成31年2月1日
柳川警察署	平成31年1月21日
大牟田警察署	平成31年1月31日～平成31年2月1日

## 2 監査の主眼

今回の監査は、財務に関する事務が適正に執行されているか、併せて経済性、効率性及び有効性を考慮して執行されているかに意を用いて実施した。

## 3 監査の範囲

### (1) 収入

使用料及び手数料、財産収入、諸収入等の調定及び収入状況、現金領収証の取扱い及び払込みの状況、保管現金（緊急用前渡資金等）の状況、債権の管理状況、収入未済解消の取組状況、証紙収入の消印状況及び金額の確認

### (2) 支出

報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料等の執行状況

### (3) 人件費

報酬及び賃金の執行状況、諸手当の認定及び支給状況

### (4) 契約

契約締結及び履行確認の状況

### (5) 公有財産

土地、建物、工作物、樹木等の管理状況

### (6) 物品

取得、管理及び処分状況

## 第2 監査の結果

今回の監査の結果、財務に関する事務は、調査した範囲において適正に執行されていた。

**監査公表第34号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づく定期監査を総務部、企画・地域振興部及び商工部出先機関の公文書館等27機関について実施したので、その結果を次のとおり公表する。

平成31年3月29日

福岡県監査委員	山下 芳郎
同	行正 晴實
同	岩崎 勇
同	江藤 秀之

## 第1 監査の概要

## 1 監査対象機関、監査対象期間及び監査実施期間

- (1) 監査対象機関：総務部、企画・地域振興部及び商工部の出先機関27機関  
 (2) 監査対象期間：平成29年11月1日～平成30年10月31日  
 (3) 監査実施期間：平成31年1月9日～平成31年2月15日  
 監査対象機関ごとの監査実施日は、次のとおりである。

監査対象機関名		監査実施日
総務部	公文書館	平成31年2月1日
	職員研修所	平成31年2月1日
	博多県税事務所	平成31年1月22日～平成31年1月25日
	東福岡県税事務所	平成31年1月9日～平成31年1月11日
	西福岡県税事務所	平成31年1月16日～平成31年1月18日
	筑紫県税事務所	平成31年1月9日～平成31年1月11日
	北九州東県税事務所	平成31年1月29日～平成31年1月31日
	北九州西県税事務所	平成31年1月16日～平成31年1月18日
	田川県税事務所	平成31年1月25日
	飯塚・直方県税事務所	平成31年1月22日～平成31年1月24日
	久留米県税事務所	平成31年1月29日～平成31年1月31日
	大牟田県税事務所	平成31年2月1日
	筑後県税事務所	平成31年2月1日
	行橋県税事務所	平成31年2月1日
	消防学校	平成31年2月13日～平成31年2月14日
	東京事務所	平成31年2月7日～平成31年2月8日
	パースポーターセンター	平成31年2月7日～平成31年2月8日
企画・地域振興部	福岡中小企業振興事務所	平成31年2月15日
	久留米中小企業振興事務所	平成31年2月15日
	北九州中小企業振興事務所	平成31年2月15日
	飯塚中小企業振興事務所	平成31年2月1日
	計量検定所	平成31年2月1日
	大阪事務所	平成31年2月1日
	工業技術センター	平成31年2月5日～平成31年2月6日
	工業技術センター生物食品研究所	平成31年2月13日～平成31年2月14日
	工業技術センターテリリア研究所	平成31年2月13日～平成31年2月14日
	工業技術センター機械電子研究所	平成31年2月5日～平成31年2月6日
商工部	福岡中小企業振興事務所	平成31年2月15日
	久留米中小企業振興事務所	平成31年2月15日
	北九州中小企業振興事務所	平成31年2月15日
	飯塚中小企業振興事務所	平成31年2月1日
	計量検定所	平成31年2月1日
	大阪事務所	平成31年2月1日
	工業技術センター	平成31年2月5日～平成31年2月6日
	工業技術センター生物食品研究所	平成31年2月13日～平成31年2月14日
	工業技術センターテリリア研究所	平成31年2月13日～平成31年2月14日
	工業技術センター機械電子研究所	平成31年2月5日～平成31年2月6日



## 2 監査の主眼

今回の監査は、財務に関する事務が適正に執行されているか、併せて経済性、効率性及び有効性を考慮して執行されているかに意を用いて実施した。

## 3 監査の範囲

### (1) 収入

使用料及び手数料、財産収入、諸収入等の調定及び収入状況、現金領収証の取扱い及び払込みの状況、保管現金（緊急用前渡資金等）の状況、債権の管理状況、収入未済解消の取組状況、証紙収入の消印状況及び金額の確認

### (2) 支出

報償費、旅費、需用費、役員費、委託料、使用料及び賃借料等の執行状況

### (3) 人件費

報酬及び賃金の執行状況、通勤手当（変更分）の認定及び支給状況

### (4) 契約

契約締結及び履行確認の状況

### (5) 公有財産

土地、建物、工作物、樹木等の管理状況

### (6) 物品

取得、管理及び処分状況

### (7) 県税

個人事業税等の賦課徴収及び債権管理状況

## 第2 監査の結果

今回の監査の結果、財務に関する事務は、下記事項を除き、調査した範囲において適正に執行されていた。

- 1 指摘事項（是正又は改善等を要し、著しく適正又は妥当性を欠くもの）  
指摘事項に該当するものは、次のとおりである。

対象機関名	調査区分	件数	説 明
総務部 東福岡 県税事務所	収 入	1	個人事業税において、徴収金額が不足していた。
総務部 消防学校	支 出	1	施設の改修において、支出科目を誤っていた。
企画・地域 振興部 東京事務所	収 入	1	契約に基づく徴収金において、収入科目を誤っていた。
計		3	件

- 2 注意事項（是正又は改善等を要し、適正又は妥当性を欠くもの）  
注意事項に該当するものは、次のとおりである。

対象機関の 属する部局名	調査区分	件数	説 明
総 務 部	収 入	1	個人事業税において、徴収金額が不足していた。
計		1	件

監査公表第35号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づく定期監査を教育委員会の福岡教育事務所等133機関について実施したので、その結果を次のとおり公表する。

平成31年3月29日

福岡県監査委員	山下 芳郎
同	行正 晴實
同	岩崎 勇
同	江藤 秀之

## 第1 監査の概要

## 1 監査対象機関、監査対象期間及び監査実施期間

- (1) 監査対象機関：教育委員会の出先機関133機関  
 (2) 監査対象期間：平成29年9月1日～平成30年8月31日  
 (3) 監査実施期間：平成30年10月2日～平成30年12月14日

監査対象機関ごとの監査実施日は、次のとおりである。

監査対象機関名	監査実施日
福岡教育事務所	平成30年10月24日～平成30年10月26日
北九州教育事務所	平成30年10月2日～平成30年10月3日
北筑後教育事務所	平成30年10月24日～平成30年10月26日
南筑後教育事務所	平成30年10月2日～平成30年10月4日
筑豊教育事務所	平成30年11月1日～平成30年11月2日
京築教育事務所	平成30年10月17日～平成30年10月18日
教育センター	平成30年12月11日
体育研究所	平成30年10月30日
美術館	平成30年10月10日
図書館	平成30年11月13日
社会教育総合センター	平成30年12月12日
英彦山青年の家	平成30年10月10日
少年自然の家「玄海の家」	平成30年10月10日
九州歴史資料館	平成30年11月14日
青豊高等学校	平成30年10月16日
築上西高等学校	平成30年10月10日
育徳館高等学校	平成30年11月15日
苅田工業高等学校	平成30年10月15日
京都高等学校	平成30年10月10日
行橋高等学校	平成30年10月10日
門司学園高等学校	平成30年10月10日
門司大翔館高等学校	平成30年10月10日
小倉南高等学校	平成30年10月10日
小倉商業高等学校	平成30年10月4日
小倉高等学校	平成30年10月10日
小倉工業高等学校	平成30年10月10日
小倉西高等学校	平成30年10月10日

監査対象機関名	監査実施日
北九州高等学校	平成30年10月10日
小倉東高等学校	平成30年10月5日
戸畑高等学校	平成30年10月10日
ひびき高等学校	平成30年10月10日
戸畑工業高等学校	平成30年10月10日
若松高等学校	平成30年11月2日
若松商業高等学校	平成30年10月10日
八幡高等学校	平成30年10月10日
八幡中央高等学校	平成30年10月10日
八幡工業高等学校	平成30年10月31日
八幡南高等学校	平成30年10月10日
北筑高等学校	平成30年11月1日
東筑高等学校	平成30年11月16日
折尾高等学校	平成30年10月10日
中間高等学校	平成30年10月10日
遠賀高等学校	平成30年10月31日
宗像高等学校	平成30年10月11日
光陵高等学校	平成30年10月10日
水産高等学校	平成30年10月11日
玄界高等学校	平成30年10月11日
新宮高等学校	平成30年10月11日
福岡魁誠高等学校	平成30年11月13日
須恵高等学校	平成30年10月11日
宇美商業高等学校	平成30年11月14日
香住丘高等学校	平成30年10月11日
香椎高等学校	平成30年10月11日
香椎工業高等学校	平成30年10月11日
博多青松高等学校	平成30年10月11日
福岡高等学校	平成30年10月11日
筑紫丘高等学校	平成30年10月11日
柏陵高等学校	平成30年10月11日
福岡中央高等学校	平成30年10月11日
城南高等学校	平成30年11月20日
修猷館高等学校	平成30年10月11日
福岡工業高等学校	平成30年10月11日
福岡講倫館高等学校	平成30年11月22日

監査対象機関名	監査実施日
早良高等学校	平成30年10月11日
玄洋高等学校	平成30年10月11日
筑前高等学校	平成30年10月11日
春日高等学校	平成30年11月9日
太宰府高等学校	平成30年11月7日
福岡農業高等学校	平成30年11月6日
筑紫中央高等学校	平成30年10月11日
武蔵台高等学校	平成30年11月8日
筑紫高等学校	平成30年10月11日
糸島高等学校	平成30年10月11日
糸島農業高等学校	平成30年10月11日
小郡高等学校	平成30年11月15日
三井高等学校	平成30年10月11日
久留米筑水高等学校	平成30年10月23日
明善高等学校	平成30年10月15日
久留米高等学校	平成30年11月15日
三潞高等学校	平成30年11月15日
大川樟風高等学校	平成30年10月16日
伝習館高等学校	平成30年10月23日
山門高等学校	平成30年11月15日
三池高等学校	平成30年11月15日
三池工業高等学校	平成30年11月15日
大牟田北高等学校	平成30年10月17日
ありあけ新世高等学校	平成30年10月18日
八女高等学校	平成30年11月15日
八女工業高等学校	平成30年11月15日
福岡高等学校	平成30年11月15日
八女農業高等学校	平成30年10月5日
浮羽工業高等学校	平成30年11月20日
浮羽究真館高等学校	平成30年11月15日
朝倉高等学校	平成30年11月15日
朝倉東高等学校	平成30年11月22日
朝倉光陽高等学校	平成30年11月16日
田川高等学校	平成30年11月15日
東鷹高等学校	平成30年11月8日
田川科学技術高等学校	平成30年11月6日

監査対象機関名	監査実施日
西田川高等学校	平成30年11月7日
稲築志耕館高等学校	平成30年11月15日
嘉穂高等学校	平成30年11月15日
嘉穂東高等学校	平成30年11月15日
嘉穂総合高等学校	平成30年11月9日
鞍手高等学校	平成30年10月30日
直方高等学校	平成30年11月15日
筑豊高等学校	平成30年11月15日
鞍手竜徳高等学校	平成30年11月16日
築城特別支援学校	平成30年12月11日～平成30年12月12日
小倉聴覚特別支援学校	平成30年11月16日
北九州視覚特別支援学校	平成30年11月16日
特別支援学校「北九州高等学園」	
古賀特別支援学校	平成30年12月6日～平成30年12月7日
福岡特別支援学校	平成30年11月27日～平成30年11月28日
福岡聴覚特別支援学校	平成30年12月6日～平成30年12月7日
福岡高等聴覚特別支援学校	平成30年11月16日
太宰府特別支援学校	平成30年11月29日～平成30年11月30日
福岡視覚特別支援学校	平成30年11月16日
福岡高等視覚特別支援学校	平成30年11月16日
特別支援学校「福岡高等学園」	平成30年11月29日～平成30年11月30日
小郡特別支援学校	平成30年12月13日～平成30年12月14日
久留米聴覚特別支援学校	平成30年11月16日
田主丸特別支援学校	平成30年12月13日～平成30年12月14日
柳河特別支援学校	平成30年12月4日～平成30年12月5日
筑後特別支援学校	平成30年11月27日～平成30年11月28日
川崎特別支援学校	平成30年11月15日
嘉穂特別支援学校	平成30年12月4日～平成30年12月5日
直方特別支援学校	平成30年11月16日
育徳館中学校	平成30年11月15日
門司学園中学校	平成30年10月10日
宗像中学校	平成30年10月11日
嘉穂高等学校附属中学校	平成30年11月15日
輝翔館中等教育学校	平成30年11月16日



## 2 監査の主眼

今回の監査は、財務に関する事務が適正に執行されているか、併せて経済性、効率性及び有効性を考慮して執行されているかに意を用いて実施した。

## 3 監査の範囲

## (1) 収入

使用料、手数料、財産貸付収入、生産物売払収入、雑入等の調定及び収入事務

## (2) 支出

報償費、旅費、需用費、委託料、扶助費等の支出事務

## (3) 人件費

報酬、賃金、諸手当の認定及び支給事務

## (4) 契約

契約の締結及び履行確認事務

## (5) 公有財産

土地、建物、工作物、樹木等の管理状況

## (6) 物品

取得、管理及び処分の状況

## 第2 監査の結果

今回の監査の結果、財務に関する事務は下記事項を除き、調査した範囲において適正に執行されていた。

- 1 指摘事項（是正又は改善等を要し、著しく適正又は妥当性を欠くもの）  
指摘事項に該当するものは、次のとおりである。

対象機関名	調査区分	件数	説明
社会教育総合センター	収入	1	委託契約に基づく徴収金において、収入科目を誤っていた。
福岡聴覚特別支援学校	支出	1	特別支援教育就学奨励費において、算定を誤ったため、支給不足及び支給過大となっていた。
福岡農業高等学校	契約	1	工事請負契約において、契約保証金を徴していないかった。
浮羽工業高等学校	契約	1	工事請負契約において、契約保証金を徴していないかった。
計			4件

- 2 注意事項（是正又は改善等を要し、適正又は妥当性を欠くもの）  
 注意事項に該当するものは、次のとおりである。

対象機関の 属する部局名	調査区分	件数	説明
教育委員会	収入	2	庁舎等維持負担金において、下水道使用料に係る経費を徴収していなかった。
		1	授業料において、調定が117日遅延していた。
	支出	1	特別支援教育就学奨励費において、通学費の認定を誤ったため、支給不足となっていた。
		1	特別支援教育就学奨励費において、学用品・通学用品の算定を誤ったため、支給不足となっていた。
	契約	1	その他需用費(修繕料)において、支出負担行為決議書による決裁前に修繕工事を発注していた。
	計		6件

監査公表第36号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第5項の規定に基づく随時監査を公文書館等27機関について実施したので、その結果を次のとおり公表する。

平成31年3月29日

福岡県監査委員	山下芳郎
同	行正晴實
同	岩崎勇
同	江藤秀之

## 第1 監査の概要

## 1 監査対象機関、監査対象期間及び監査実施期間

(1) 監査対象機関：知事部局出先機関及び警察本部関係機関27機関

(2) 監査対象期間：平成30年3月1日、平成30年4月1日から  
監査実施日まで

(3) 監査実施期間：平成30年9月3日～平成30年10月31日

監査対象機関ごとの監査対象期間及び監査実施日は、次のとおりである。

監査対象機関名		監査対象期間	監査実施日
総務部	公文書館	平成30年3月1日から 平成30年9月7日まで	平成30年9月7日
	西福岡県税事務所	平成30年3月1日から 平成30年9月27日まで	平成30年9月27日
	北九州東県税事務所	平成30年3月1日から 平成30年9月4日まで	平成30年9月4日
	久留米県税事務所	平成30年4月1日から 平成30年10月10日まで	平成30年10月10日
	行橋県税事務所	平成30年4月1日から 平成30年10月26日まで	平成30年10月26日
	消防学	平成30年3月1日から 平成30年9月5日まで	平成30年9月5日
	福岡中小企業振興事務所	平成30年3月1日から 平成30年9月12日まで	平成30年9月12日
	飯塚中小企業振興事務所	平成30年4月1日から 平成30年10月25日まで	平成30年10月25日
	大阪事務所	平成30年4月1日から 平成30年10月26日まで	平成30年10月26日
	工業技術センター、化学繊維研究所	平成30年4月1日から 平成30年10月17日まで	平成30年10月17日
商工部	工業技術センターインテリア研究所	平成30年3月1日から 平成30年9月3日まで	平成30年9月3日
	警察学	平成30年4月1日から 平成30年10月31日まで	平成30年10月31日
	交通機動隊	平成30年4月1日から 平成30年10月11日まで	平成30年10月11日
	高速道路交通警察隊	平成30年4月1日から 平成30年10月15日まで	平成30年10月15日
	東警察署	平成30年4月1日から 平成30年10月24日まで	平成30年10月24日
	粕屋警察署	平成30年3月1日から 平成30年9月21日まで	平成30年9月21日
	筑紫野警察署	平成30年4月1日から 平成30年10月23日まで	平成30年10月23日
	朝倉警察署	平成30年4月1日から 平成30年10月12日まで	平成30年10月12日
	博多臨港警察署	平成30年4月1日から 平成30年10月10日まで	平成30年10月10日
	福岡空港警察署	平成30年4月1日から 平成30年10月1日まで	平成30年10月1日
警察本部	八幡東警察署	平成30年4月1日から 平成30年10月30日まで	平成30年10月30日
	門司警察署	平成30年4月1日から 平成30年10月18日まで	平成30年10月18日

監査対象機関名	監査対象期間	監査実施日	
警察本部	豊前警察署	平成30年3月1日から 平成30年9月28日まで	平成30年9月28日
	嘉麻警察署	平成30年4月1日から 平成30年10月16日まで	平成30年10月16日
	うきは警察署	平成30年3月1日から 平成30年9月6日まで	平成30年9月6日
	筑後警察署	平成30年4月1日から 平成30年10月2日まで	平成30年10月2日
	八女警察署	平成30年3月1日から 平成30年9月11日まで	平成30年9月11日

## 2 監査の主眼

今回の監査は、旅費等9支出項目の財務に関する事務が適正に執行されているか、併せて、経済性、効率性及び有効性を考慮して執行されているか、また、内部統制は適正に行われているかに意を用いて実施した。

特に、支出理由となった事実の確認に主眼を置き、次の確認調査を実施した。

時間外勤務手当：時間外勤務実績と庁舎等の施錠等記録との照合確認

賃金：任用された本人への面談による任用事実等の確認

その他需用費：物品納入業者に対する取引状況の確認及び耐久性のある物品の現物確認

特殊勤務手当：特殊勤務手当実績と業務日誌等との照合確認

## 3 監査の範囲

- (1) 時間外勤務手当
- (2) 賃金
- (3) 旅費
- (4) 交際費
- (5) 食糧費
- (6) その他需用費
- (7) タクシー借上料
- (8) 会場借上料
- (9) 備品購入費
- (10) 内部統制

## 第2 監査の結果

今回の監査の結果、財務に関する事務は、下記の事項を除き、調査した範囲において適正に執行されていた。

- 1 指摘事項（是正又は改善等を要し、著しく適正又は妥当性を欠くもの）  
該当なし
- 2 注意事項（是正又は改善等を要し、適正又は妥当性を欠くもの）  
注意事項に該当するものは、次のとおりである。

対象機関の 属する部局名	調査区分	件数	説 明
商工部	財産	1	平成26年度と同様に、郵便切手等出納整理簿の残数と 現物の数が一致していなかった。
計		1	1件

監査公表第37号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第5項の規定に基づく随時監査を財産活用課等51機関について実施したので、その結果を次のとおり公表する。

平成31年3月29日

福岡県監査委員	山下芳郎
同	行正晴實
同	岩崎勇
同	江藤秀之

第1 監査の概要

1 監査対象機関、監査対象期間及び監査実施期間

- (1) 監査対象機関：知事部局、教育庁及び警察本部の51機関
- (2) 監査対象期間：平成30年5月1日、平成30年6月1日、平成30年7月1日から監査実施日まで
- (3) 監査実施期間：平成30年11月6日から平成31年1月30日まで

監査対象機関ごとの監査対象期間及び監査実施日は、次のとおりである。

監査対象機関名		監査対象期間	監査実施日
総務部	財産活用課	平成30年5月1日から 平成30年11月30日まで	平成30年11月30日
	防災企画課	平成30年7月1日から 平成31年1月9日まで	平成31年1月9日
地域企画・振興部	情報政策課	平成30年5月1日から 平成30年11月14日まで	平成30年11月14日
	空港整備課	平成30年7月1日から 平成31年1月10日まで	平成31年1月10日
国際政策課	国際政策課	平成30年5月1日から 平成30年11月15日まで	平成30年11月15日
	男女共同参画推進課	平成30年7月1日から 平成31年1月11日まで	平成31年1月11日
県人づくり・生活部	政策課	平成30年5月1日から 平成30年11月16日まで	平成30年11月16日
	生活衛生課	平成30年7月1日から 平成31年1月16日まで	平成31年1月16日
保健医療介護部	業務課	平成30年5月1日から 平成30年11月20日まで	平成30年11月20日
	介護保険課	平成30年7月1日から 平成31年1月17日まで	平成31年1月17日
福祉労働部	児童家庭課	平成30年5月1日から 平成30年11月21日まで	平成30年11月21日
	障がい福祉課	平成30年7月1日から 平成31年1月18日まで	平成31年1月18日
環境部	自然環境課	平成30年5月1日から 平成30年11月22日まで	平成30年11月22日
	新事業支援課	平成30年7月1日から 平成31年1月22日まで	平成31年1月22日
商工部	中小企業技術振興課	平成30年7月1日から 平成31年1月9日まで	平成31年1月9日
	新産業振興課	平成30年5月1日から 平成30年11月13日まで	平成30年11月13日
農林水産部	農山漁村振興課	平成30年7月1日から 平成31年1月10日まで	平成31年1月10日
	団体系指導課	平成30年5月1日から 平成30年11月14日まで	平成30年11月14日
農林水産部	経営技術支援課	平成30年7月1日から 平成31年1月11日まで	平成31年1月11日
	畜産課	平成30年5月1日から 平成30年11月15日まで	平成30年11月15日
農林水産部	福岡農林事務所	平成30年5月1日から 平成30年11月6日まで	平成30年11月6日

監査対象機関名		監査対象期間		監査実施日
農林水産部	朝倉農林事務所	平成30年5月1日から 平成30年11月7日まで	平成30年11月7日	
	八幡農林事務所	平成30年6月1日から 平成30年12月19日まで	平成30年12月19日	
	飯塚農林事務所	平成30年6月1日から 平成30年12月18日まで	平成30年12月18日	
	農林業総合試験場	平成30年6月1日から 平成30年12月20日まで	平成30年12月20日	
	農林業総合試験場	平成30年6月1日から 平成30年12月17日まで	平成30年12月17日	
	農林業総合試験場	平成30年6月1日から 平成30年12月17日まで	平成30年12月17日	
	農林業総合試験場	平成30年6月1日から 平成30年12月17日まで	平成30年12月17日	
	農業大学校	平成30年6月1日から 平成30年12月20日まで	平成30年12月20日	
	水産海洋技術センター	平成30年6月1日から 平成30年12月6日まで	平成30年12月6日	
	水産海洋技術センター	平成30年6月1日から 平成30年12月14日まで	平成30年12月14日	
	水産海洋技術センター	平成30年6月1日から 平成30年12月14日まで	平成30年12月14日	
	水産海洋技術センター	平成30年6月1日から 平成30年12月14日まで	平成30年12月14日	
農林水産部	企画課	平成30年7月1日から 平成31年1月16日まで	平成31年1月16日	
	用地課	平成30年5月1日から 平成30年11月16日まで	平成30年11月16日	
	道路建設課	平成30年7月1日から 平成31年1月17日まで	平成31年1月17日	
	砂防課	平成30年5月1日から 平成30年11月20日まで	平成30年11月20日	
	福岡県土整備事務所	平成30年7月1日から 平成31年1月24日まで	平成31年1月24日	
	久留米県土整備事務所	平成30年7月1日から 平成31年1月23日まで	平成31年1月23日	
	直方県土整備事務所	平成30年7月1日から 平成31年1月30日まで	平成31年1月30日	
	京築県土整備事務所	平成30年6月1日から 平成30年12月13日まで	平成30年12月13日	
	朝倉県土整備事務所	平成30年6月1日から 平成30年12月11日まで	平成30年12月11日	
	北九州県土整備事務所	平成30年5月1日から 平成30年11月8日まで	平成30年11月8日	
	苅田港務所	平成30年5月1日から 平成30年11月9日まで	平成30年11月9日	
	建築都市総務課	平成30年7月1日から 平成31年1月18日まで	平成31年1月18日	
建築都市部	住宅計画課	平成30年5月1日から 平成30年11月21日まで	平成30年11月21日	
	教職員課	平成30年7月1日から 平成31年1月22日まで	平成31年1月22日	
教育委員会	社会教育課	平成30年5月1日から 平成30年11月22日まで	平成30年11月22日	
	広報課	平成30年5月1日から 平成30年11月28日まで	平成30年11月28日	
警察本部	会計課	平成30年5月1日から 平成30年11月29日まで	平成30年11月27日 ~平成30年11月29日	
	教養課	平成30年5月1日から 平成30年11月27日まで	平成30年11月27日	
	鉄道警察隊	平成30年5月1日から 平成30年11月28日まで	平成30年11月28日	



監査対象機関名		監査対象期間	監査実施日
警察本部	組織犯罪対策課	平成30年5月1日から 平成30年11月27日まで	平成30年11月27日
	国際捜査課	平成30年5月1日から 平成30年11月29日まで	平成30年11月29日
	外事課	平成30年5月1日から 平成30年11月29日まで	平成30年11月29日

## 2 監査の主眼

今回の監査は、旅費等9支出項目の財務に関する事務が適正に執行されているか、併せて、経済性、効率性及び有効性を考慮して執行されているか、また、内部統制は適正に行われているかに意を用いて実施した。

特に、支出理由となつた事実の確認に主眼を置き、次の確認調査を実施した。

時間外勤務手当：時間外勤務実績と庁舎等の施錠等記録との照合確認

賃金：任用された本人への面談による任用事実等の確認

その他需用費：物品納入業者に対する取引状況の確認及び耐久性のある物品の現物確認

特殊勤務手当：特殊勤務手当実績と業務日誌等との照合確認

## 3 監査の範囲

- (1) 時間外勤務手当
- (2) 賃金
- (3) 旅費
- (4) 交際費
- (5) 食糧費
- (6) その他需用費
- (7) タクシー借上料
- (8) 会場借上料
- (9) 備品購入費
- (10) 内部統制

## 第2 監査の結果

今回の監査の結果、財務に関する事務は、下記の事項を除き、調査した範囲において適正に執行されていた。

- 1 指摘事項（是正又は改善等を要し、著しく適正又は妥当性を欠くもの）  
指摘事項に該当するものは、次のとおりである。

対象機関名	調査区分	件数	説明
農山漁村振興課	支出	1	緊急用前渡資金において、資金を受入れていないにもかかわらず、支出命令者は預金通帳の残高との照合を怠つたまま、前渡資金差引簿の繰越の承認を毎月行っているなど、事務処理が著しく不適正であった。
京築県土整備事務所	財産	1	平成25年度に購入した耐久性のある需用品について、現物の確認ができなかった。
計			2件

- 2 注意事項（是正又は改善等を要し、適正又は妥当性を欠くもの）  
注意事項に該当するものは、次のとおりである。

対象機関の 属する部局名	調査区分	件数	説明
農林水産部	財産	1	耐久性のある需用品の管理について、管理物品一覽表及び物品貸出簿の整備が不十分だったため、物品が適正に管理されていなかった。 なお、昨年度の随時監査では、平成27年度に購入した耐久性のある需用品が確認できなかった。
教育委員会	その他	1	金庫の中に取得経緯及び所有者が不明である金券が多数あり、長期間に渡りその存在を把握していなかった。
計			2件

# 公安委員会

## 福岡県公安委員会規則第7号

福岡県警察職員の配置定員に関する規則及び福岡県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成31年3月29日

福岡県公安委員会

福岡県警察職員の配置定員に関する規則及び福岡県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則

(福岡県警察職員の配置定員に関する規則の一部改正)

第1条 福岡県警察職員の配置定員に関する規則(昭和46年福岡県公安委員会規則第8号)の一部を次のように改正する。

第2条中「一般職員」を「警察行政職員」に改める。

(福岡県警察の組織に関する規則の一部改正)

第2条 福岡県警察の組織に関する規則(平成6年福岡県公安委員会規則第24号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項、第53条第2項及び第56条の2第2項中「一般職員」を「警察行政職員」に改める。

第65条第2号中「一般職員初任科」を「警察行政職員初任科」に改める。

第67条の2第2項中「一般職員」を「警察行政職員」に改める。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

## 福岡県公安委員会告示第57号

警備業法(昭和47年法律第117号。以下「法」という。)第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習(以下「講習」という。)及び警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則(昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「講習規則」という。)第6条に規定する講習(以下「追加取得講習」という。)を次のとおり実施するので、講習規則第2条の規定により公示する。

平成31年3月29日

福岡県公安委員会

### 1 講習の区分

法第2条第1項第1号に係る警備業務

### 2 講習の種別、期日、時間及び場所

(1) 法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は講習規則第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書(以下「指導教育責任者資格者証等」という。)の交付を受けていない者に対して行う講習(以下「新規取得講習」という。)

講習期日	講習時間	講習場所
平成31年5月16日(木)から同年5月24日(金)までの間	午前9時30分から午後5時30分まで(3日目から6日目までの講習については、午後4時35分まで、最終日の講習については、午後0時10分までとし、その後午後1時00分から修了考査を実施する。)	北九州市門司区小森江三丁目9番1号福岡県警察警備員教育センター

※ 上記表中「講習期日」のうち、福岡県の休日を定める条例(平成元年福岡県条例第23号)第1条第1項に規定する県の休日(以下「県の休日」という。)については、休講とする。

### (2) 追加取得講習

講習期日	講習時間	講習場所
平成31年5月21日(火)から同年5月24日(金)までの間	午前9時30分から午後4時35分まで(初日の講習は、午前10時25分から開始し、最終日の講習については、午後0時10分までとし、その後午後1時00分から修了考査を実施する。)	北九州市門司区小森江三丁目9番1号福岡県警察警備員教育センター

### 3 受講定員

(1) 新規取得講習

38名

(2) 追加取得講習

10名

4 受講対象者

(1) 新規取得講習

受講申込時において、次のいずれかに該当する者とする。

- ア 最近5年間に当該講習の区分に係る警備業務（以下「当該警備業務」という。）に従事した期間が通算して3年以上である者
- イ 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者
- ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事している者
- エ 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定する当該警備業務に係る1級の検定（以下「旧1級検定」という。）に合格した者
- オ 旧検定規則第1条第2項に規定する当該警備業務の区分に係る2級の検定（以下「旧2級検定」という。）に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事している者

(2) 追加取得講習

受講申込時において、当該講習以外の警備業務の区分に係る指導教育責任者資格者証等の交付を受けている者であって、前記4(1)アからオまでのいずれかに該当する者

5 受講申込手続等

(1) 受付期間

平成31年4月15日（月）から同年4月17日（水）までの午前9時00分から午後5時00分までの間

(2) 受付場所

北九州市門司区小森江三丁目9番1号

福岡県警察警備員教育センター

(3) 必要書類

ア 新規取得講習

(ア) 警備員指導教育責任者講習受講申込書（講習規則別記様式第1号）1通  
 ※ 同申込書には、押印の上、申込前6月以内に撮影した無帽、無背景の顔写真を貼付すること。

(イ) 前記4(1)に掲げる受講対象者のいずれかに該当することを疎明する書面

a アに該当する者

最近5年間に当該警備業務に従事した期間が3年以上であることを疎明する警備業者等が作成する書面（以下「警備業務従事証明書等」という。）及び履歴書

b イに該当する者

合格証明書（1級）の写し

c ウに該当する者

合格証明書（2級）の写し及び2級検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事していることを疎明する警備業務従事証明書等

d エに該当する者

旧検定規則第8条の規定により交付された旧1級検定に係る検定合格証の写し

e オに該当する者

旧検定規則第8条の規定により交付された旧2級検定に係る検定合格証の写し及び旧2級検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事していることを疎明する警備業務従事証明書等

イ 追加取得講習

(ア) 前記5(3)アに掲げる書面

(イ) 当該講習以外の警備業務の区分に係る指導教育責任者資格者証等の写し

(4) 講習受講手数料

## ア 新規取得講習

47,000円

## イ 追加取得講習

23,000円

※ 受講申込時、福岡県領収証紙により納付すること。

また、納付した手数料については、受講申込みを取り消した場合又は受講しなかった場合においても返還しない。

## (5) 申込方法等

ア 受講を希望する者は、まず前記5(1)の受付期間内に、必ず福岡県警察警備員教育センターの受付専用電話（093（381）2627）に電話して受講希望の事前申込みを行い、受付番号を取得すること。ただし、先着順で受付を行い、受付期間中であつても定員に達したときは、受付を行わないこととする。

※ 受付専用電話以外での事前受付は、一切行わない。

イ 受付番号を取得した者は、事前申込みを行った当日を含めた2日以内の午前9時00分から午後5時00分までの間(正午から午後1時00分までの間を除く。)に、受付場所である福岡県警察警備員教育センターに赴き、受付番号を申告するとともに、前記5(3)に掲げる必要書類に受講手数料を添えて受講申込みを行うこと。

ウ 受付番号を取得した場合であっても、事前申込みを行った当日を含めた2日以内に、受講申込手続を行わなかった者の受付番号及び事前申込みは、無効とする。

エ 受講申込みは、原則として受講希望者本人が行うこと。ただし、やむを得ない事情等により代理人が行う場合は、受講希望者本人の委任状（本人が署名したものに限る。）を持参すること。

## 6 講習修了証明書の交付等

(1) 各講習最終日に修了考査を実施する。

(2) 新規取得講習又は追加取得講習の課程を修了し、かつ、修了考査に合格（80パーセント以上の成績を合格とする。）した者に対し、警備員指導教育責任者講習修了証明書を交付する。

## 7 その他

(1) 講習受講の際には、筆記用具及び受講申込み時に交付を受けた講習教本を必ず持

参すること。

また、講習の中で実技訓練（救急法、護身術）を行うので、実技訓練実施日においては動きやすい服装を用意すること（各受講者への貸与ロッカー有り）。

(2) 講習に関する問い合わせは、県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時45分までの間（正午から午後1時00分までの間を除く。）福岡県警察本部生活保安課警備係（電話092（641）4141内線3173、3174）又は福岡県警察警備員教育センター（電話093（381）2627）に対して行うこと。

(3) 受講申込書（講習規則別記様式第1号）については、各警察署の生活安全課（生活安全刑事課）又は福岡県警察警備員教育センターにおいて受け取ることができる。

(4) 福岡県領収証紙については、受付場所である福岡県警察警備員教育センターでは販売していないことから、受講申込みに際しては、事前に購入しておくこと。

## 福岡県公安委員会告示第58号

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条に規定する検定を次のとおり実施するので、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第7条の規定により公示する。

平成31年3月29日

福岡県公安委員会

## 1 検定の種別

- (1) 核燃料物質等危険物運搬警備業務1級
- (2) 核燃料物質等危険物運搬警備業務2級

## 2 検定の実施日、時間及び場所

- (1) 核燃料物質等危険物運搬警備業務1級

実施日	実施時間	実施場所
平成31年7月2日（火）	午前9時00分から午後6時00分までの間	北九州市門司区小森江三丁目9番1号 福岡県警察警備員教育センター

- (2) 核燃料物質等危険物運搬警備業務2級



実施日	実施時間	実施場所
平成31年7月3日（水）	午前9時00分から午後6時00分までの間	北九州市門司区小森江三丁目9番1号 福岡県警察警備員教育センター

※ 上記各表の実施時間中、午前9時00分から午前9時30分までの間を受付時間とし、午前9時30分から筆記試験を開始する。

また、全ての試験が終了した時点をもって、検定終了時刻とする。

### 3 受検定員

各検定15名

### 4 受検資格

#### (1) 核燃料物質等危険物運搬警備業務1級

福岡県内に住所を有する者又は福岡県内の営業所に属する警備員であって、次のいずれかに該当するもの

ア 申込時に、検定を受けようとする警備業務の種別について2級の検定に係る合格証明書の交付を受けている者であって、当該合格証明書の交付を受けた後、当該種別の警備業務に従事している期間が1年以上であるもの

イ 都道府県公安委員会が前記アに掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者

#### (2) 核燃料物質等危険物運搬警備業務2級

福岡県内に住所を有する者又は福岡県内の営業所に属する警備員

### 5 検定の方法

検定は、学科試験及び実技試験により行う。

なお、学科試験（5枝択一式20問）の後、実技試験を行うが、学科試験において不合格（90パーセント以上の成績に満たない場合）となった者については実技試験を行わない。

### 6 学科試験及び実技試験

#### (1) 核燃料物質等危険物運搬警備業務1級

##### ア 学科試験

(ア) 警備業務に関する基本的な事項

(イ) 法令に関すること。

(ウ) 核燃料物質等危険物に関すること。

(エ) 車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。

(オ) 核燃料物質等危険物運搬警備業務の管理に関すること。

(カ) 核燃料物質等危険物に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

#### イ 実技試験

(ア) 車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。

(イ) 核燃料物質等危険物運搬警備業務の管理に関すること。

(ウ) 核燃料物質等危険物に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

#### (2) 核燃料物質等危険物運搬警備業務2級

##### ア 学科試験

(ア) 警備業務に関する基本的な事項

(イ) 法令に関すること。

(ウ) 核燃料物質等危険物に関すること。

(エ) 車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。

(オ) 核燃料物質等危険物に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

#### イ 実技試験

(ア) 車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。

(イ) 核燃料物質等危険物に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

### 7 検定申請手続等

#### (1) 受付期間

平成31年5月27日（月）から同年5月29日（水）までの午前9時00分から午後5時00分までの間（正午から午後1時00分までの間を除く。）

#### (2) 受検申請手続期間

事前（電話）申込日又はその翌日の午前9時00分から午後5時00分までの間（正午から午後1時00分までの間を除く。）

## (3) 受検申請手続場所

- ア 住所地を管轄する警察署
- イ 営業所を管轄する警察署

## (4) 必要書類

## ア 必須書類

- (ア) 検定申請書（検定規則別記様式第1号）1通
- (イ) 写真2枚（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）

## イ 必要に応じて添付すべき書類

- (ア) 住所地を管轄する警察署に申請する場合  
住所地を疎明する書面（住民票の写しのコピー、運転免許証のコピー等）
- (イ) 営業所を管轄する警察署に申請する場合  
営業所に属していることを疎明する書面（営業所所属証明書等）

## (5) 検定手数料

16,000円

※ 検定手数料については、福岡県領収証紙により納付すること。

また、検定手数料は、申請受付後に申請を取り消した場合又は受検しなかった場合についても返還しない。

## (6) 申請方法

ア 受検を希望する者は、原則として受検希望者本人が、まず前記7(1)の事前（電話）受付期間内に、必ず福岡県警察警備員教育センターの受付専用電話（093（381）2627）に電話して事前申込み（1電話につき1名）を行い、事前受付番号を取得すること。ただし、先着順で事前受付を行い、受付期間中であっても、定員に達したときは受付を締め切ることとする。

※ 受付専用電話以外での事前受付は、一切行わない。

イ 事前（電話）申込みを行い事前受付番号を取得した者は、前記7(2)のとおり、事前申込みを行った当日又はその翌日の午前9時00分から午後5時00分までの間（正午から午後1時00分までの間を除く。）に、前記7(3)のとおり、住所地又は

営業所の所在地を管轄する警察署に事前受付番号を申告するとともに、前記7(4)に掲げる必要書類に検定手数料を添えて受検申請し、受検票の交付を受けること。

※ 書類持参以外の方法による申込み（郵送等）は、一切受け付けない。

ウ 事前受付番号を取得した場合であっても、前記7(2)の受検申請手続期間（2日間）内に受検申請手続を行わなかった者の事前受付番号及び事前申込みは、無効とする。

エ 受検申請手続は、原則として受検者本人が行うこと。ただし、やむを得ない事情等により代理人が行う場合は、受検者本人の委任状（本人が署名したものに限る。）を持参すること。

## 8 成績証明書の交付

学科試験及び実技試験ともに合格（90パーセント以上の成績を合格とする。）した者に対し、即日、成績証明書を交付する。

## 9 その他

- (1) 検定当日は、受検票、筆記用具及び動きやすい服装（靴）を必ず持参すること。
- (2) 検定に関する問い合わせは、福岡県の休日を定める条例（平成元年福岡県条例第23号）第1条第1項に規定する県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時45分までの間（正午から午後1時00分までの間を除く。）、福岡県警察本部生活保安課警備業係（電話092（641）4141内線3173、3174）又は福岡県警察警備員教育センター（電話093（381）2627）に対して行うこと。
- (3) 検定申請書（検定規則別記様式第1号）については、各警察署の生活安全課又は生活安全刑事課において受け取ることができる（同申請書には押印が必要）。
- (4) 福岡県領収証紙の売りさばき人情報については、福岡県のホームページ（URL：<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/f04/kkaikei.html>）で確認することができる。

## 海区漁業調整委員会

### 筑前海区漁業調整委員会指示第186号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定に基づき、筑前海区における浮きを使用した釣りの制限について、次のとおり指示する。ただし、試験研究機関が試験研

究のために該当漁法により操業する場合は、この限りではない。

平成31年3月29日

筑前海区漁業調整委員会会長 本田 清一郎

1 浮きを使用した釣りの禁止

次の(1)～(4)の区域において、浮きを使用した釣りを行ってはならない。ただし、いそ釣りは除く。

(1) 長間礁（筑共第5号共同漁業権漁場）

次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域。

（世界測地系）

ア 北緯33度42.285分、東経130度 8.138分

イ 北緯33度40.800分、東経130度 9.366分

ウ 北緯33度40.764分、東経130度10.571分

エ 北緯33度42.556分、東経130度 9.268分

（日本測地系）

ア 北緯33度42.089分、東経130度 8.277分

イ 北緯33度40.603分、東経130度 9.505分

ウ 北緯33度40.567分、東経130度10.710分

エ 北緯33度42.360分、東経130度 9.407分

(2) 小呂島（筑共第7号共同漁業権漁場）

次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域。

（世界測地系）

ア 北緯33度54.046分、東経130度 0.587分

イ 北緯33度50.778分、東経130度 0.732分

ウ 北緯33度50.753分、東経130度 3.366分

エ 北緯33度54.018分、東経130度 3.512分

（日本測地系）

ア 北緯33度53.851分、東経130度 0.725分

イ 北緯33度50.583分、東経130度 0.870分

ウ 北緯33度50.558分、東経130度 3.505分

エ 北緯33度53.823分、東経130度 3.651分

(3) 灯台瀬（筑共第4号共同漁業権漁場）

次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域。

（世界測地系）

ア 北緯33度39.159分、東経130度 6.264分

イ 北緯33度38.778分、東経130度 6.287分

ウ 北緯33度39.350分、東経130度 8.062分

エ 北緯33度40.358分、東経130度 7.159分

（日本測地系）

ア 北緯33度38.962分、東経130度 6.402分

イ 北緯33度38.581分、東経130度 6.825分

ウ 北緯33度39.153分、東経130度 8.201分

エ 北緯33度40.162分、東経130度 7.298分

(4) 烏帽子・地の瀬（筑共第2号共同漁業権漁場ほか）

次のア、イ、ウ、エ、オ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域。

。

（世界測地系）

ア 北緯33度42.614分、東経129度58.975分

イ 北緯33度41.001分、東経129度58.410分

ウ 北緯33度38.092分、東経130度 2.417分

エ 北緯33度38.699分、東経130度 4.955分

オ 北緯33度41.323分、東経130度 2.344分

（日本測地系）

ア 北緯33度42.418分、東経129度59.113分

イ 北緯33度40.805分、東経129度58.548分

ウ 北緯33度37.895分、東経130度 2.555分

エ 北緯33度38.502分、東経130度 5.093分

オ 北緯33度41.127分、東経130度 2.482分

2 指示の有効期間



平成31（2019）年7月1日から平成32（2020）年3月31日まで

## 公告

福岡粕屋地区及び糸島地区における浮きを使用した釣りの制限に係る漁業調整委員会の指示案について、平成31年1月11日から平成31年2月12日までの間、御意見を募集しました。

その結果、提出された御意見はありませんでしたので、原案のとおり平成31年3月29日に漁業調整委員会の指示を発動します。

平成31年3月29日

筑前海区漁業調整委員会会長 本田 清一郎

問合せ先

農林水産部水産局漁業管理課漁業調整係

電話：092-643-3556

メールアドレス：gyokan@pref.fukuoka.lg.jp

## 雑 報

### 西日本宝くじ事務協議会告示第1号

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第2295回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

平成31年3月29日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小川 洋

- 1 名 称 第2295回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行  
及び所在地 東京都千代田区大手町1-5-5
- 3 発売総額及び通数 300,000,000円  
150万通

4 証 票 金 額 1枚 200円

5 発 売 期 間 平成31年4月1日から  
平成31年4月16日まで

6 当せん金支払開始日 平成31年4月1日

7 当せん金の額及び当せんの数

等 級	当 せん 金 額	当 せん の 数
1 等	1,000,000円	15本
2 等	100,000円	150本
3 等	10,000円	2,250本
4 等	2,000円	11,250本
5 等	1,000円	30,000本
6 等	200円	150,000本

8 注意事項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (2) 証票は転売できない。

### 西日本宝くじ事務協議会告示第2号

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第2296回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

平成31年3月29日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小川 洋

- 1 名 称 第2296回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行  
及び所在地 東京都千代田区大手町1-5-5

- 3 発売総額及び通数 200,000,000円  
10万通 20組
- 4 証票金額 1枚 100円
- 5 発売期間 平成31年4月1日から  
平成31年4月23日まで
- 6 抽せん日 平成31年4月26日
- 7 当せん金支払開始日 平成31年5月8日
- 8 当せん金の額及び当せんの数

等級	当せん金額	当せんの数
1等	10,000,000円	1本
前後賞	2,500,000円	2本
組違い賞	100,000円	19本
2等	500,000円	20本
3等	50,000円	200本
4等	5,000円	2,000本
5等	1,000円	20,000本
6等	100円	200,000本

## 9 注意事項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (2) 証票は転売できない。

**西日本宝くじ事務協議会告示第3号**

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第2297回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

平成31年3月29日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長

の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小川 洋

- 1 名称 第2297回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行  
及び所在地 東京都千代田区大手町1-5-5
- 3 発売総額及び通数 300,000,000円  
150万通
- 4 証票金額 1枚 200円
- 5 発売期間 平成31年4月17日から  
平成31年4月30日まで
- 6 当せん金支払開始日 平成31年4月17日
- 7 当せん金の額及び当せんの数

等級	当せん金額	当せんの数
1等	3,000,000円	15本
2等	50,000円	60本
3等	10,000円	450本
4等	3,000円	7,500本
5等	1,000円	30,000本
6等	200円	150,000本

## 8 注意事項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (2) 証票は転売できない。

**西日本宝くじ事務協議会告示第4号**

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第2298回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

平成31年3月29日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小川 洋

- 1 名 称 第2298回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行  
及び所在地 東京都千代田区大手町1-5-5
- 3 発売総額及び通数 250,000,000円  
10万通 25組
- 4 証票金額 1枚 100円
- 5 発売期間 平成31年4月27日から  
平成31年5月14日まで
- 6 抽せん日 平成31年5月17日
- 7 当せん金支払開始日 平成31年5月22日
- 8 当せん金の額及び当せんの数

等級	当せん金額	当せんの数
1等	10,000,000円	1本
前後賞	2,500,000円	2本
組違い賞	100,000円	24本
2等	300,000円	25本
3等	30,000円	500本
4等	5,000円	2,500本
5等	1,000円	25,000本
6等	100円	250,000本

- 9 注意事項
  - (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができない。
  - (2) 証票は転売できない。

**西日本宝くじ事務協議会告示第5号**

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第2299回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

平成31年3月29日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小川 洋

- 1 名 称 第2299回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行  
及び所在地 東京都千代田区大手町1-5-5
- 3 発売総額及び通数 400,000,000円  
200万通
- 4 証票金額 1枚 200円
- 5 発売期間 平成31年5月1日から  
平成31年5月20日まで
- 6 当せん金支払開始日 平成31年5月1日
- 7 当せん金の額及び当せんの数

等級	当せん金額	当せんの数
1等	1,000,000円	20本
2等	100,000円	180本
3等	10,000円	2,200本
4等	2,000円	20,000本
5等	1,000円	40,000本
6等	200円	200,000本

- 8 注意事項
  - (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができ

ない。

(2) 証票は転売できない。

### 西日本宝くじ事務協議会告示第6号

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第2300回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

平成31年3月29日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小川 洋

- 1 名 称 第2300回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行  
及び所在地 東京都千代田区大手町1-5-5
- 3 発売総額及び通数 300,000,000円  
10万通 30組
- 4 証票金額 1枚 100円
- 5 発売期間 平成31年5月15日から  
平成31年5月28日まで
- 6 抽せん日 平成31年5月31日
- 7 当せん金支払開始日 平成31年6月5日
- 8 当せん金の額及び当せんの数

等級	当せん金額	当せんの数
1等	10,000,000円	1本
前後賞	2,500,000円	2本
組違い賞	100,000円	29本
2等	500,000円	30本
3等	30,000円	600本

4等	5,000円	3,000本
5等	1,000円	30,000本
6等	100円	300,000本

### 9 注意事項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (2) 証票は転売できない。

### 西日本宝くじ事務協議会告示第7号

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第2301回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

平成31年3月29日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小川 洋

- 1 名 称 第2301回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行  
及び所在地 東京都千代田区大手町1-5-5
- 3 発売総額及び通数 300,000,000円  
150万通
- 4 証票金額 1枚 200円
- 5 発売期間 平成31年5月22日から  
平成31年6月11日まで
- 6 当せん金支払開始日 平成31年5月22日
- 7 当せん金の額及び当せんの数

等 級	当 せん 金 額	当 せん の 数
1 等	1,000,000円	15本
2 等	100,000円	150本
3 等	10,000円	2,250本
4 等	2,000円	11,250本
5 等	1,000円	30,000本
6 等	200円	150,000本

## 8 注意事項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (2) 証票は転売できない。

**西日本宝くじ事務協議会告示第8号**

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第2302回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

平成31年3月29日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小 川 洋

- 1 名 称 第2302回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行  
及 び 所 在 地 東京都千代田区大手町1-5-5
- 3 発売総額及び通数 500,000,000円  
10万通 25組
- 4 証 票 金 額 1 枚 200円
- 5 発 売 期 間 平成31年5月29日から  
平成31年6月11日まで

6 抽 せ ん 日 平成31年6月14日

7 当せん金支払開始日 平成31年6月19日

## 8 当せん金の額及び当せんの数

等 級	当 せん 金 額	当 せん の 数
1 等	40,000,000円	1本
前 後 賞	5,000,000円	2本
組 違 い 賞	100,000円	24本
2 等	1,000,000円	25本
3 等	10,000円	2,500本
4 等	2,000円	25,000本
5 等	200円	250,000本
幸運のクーちゃん賞	100,000円	250本

## 9 注意事項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (2) 証票は転売できない。

**西日本宝くじ事務協議会告示第9号**

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第2303回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

平成31年3月29日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小 川 洋

- 1 名 称 第2303回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行  
及 び 所 在 地 東京都千代田区大手町1-5-5

- 3 発売総額及び通数 250,000,000円  
10万通 25組
- 4 証票金額 1枚 100円
- 5 発売期間 平成31年6月12日から  
平成31年6月25日まで
- 6 抽せん日 平成31年6月28日
- 7 当せん金支払開始日 平成31年7月3日
- 8 当せん金の額及び当せんの数

等級	当せん金額	当せんの数
1等	10,000,000円	1本
前後賞	2,500,000円	2本
組違い賞	100,000円	24本
2等	500,000円	25本
3等	50,000円	250本
4等	5,000円	2,500本
5等	10,000円	25,000本
6等	100円	250,000本

## 9 注意事項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (2) 証票は転売できない。

**西日本宝くじ事務協議会告示第10号**

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第2304回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

平成31年3月29日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長

の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小川 洋

- 1 名称 第2304回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行  
及び所在地 東京都千代田区大手町1-5-5
- 3 発売総額及び通数 300,000,000円  
150万通
- 4 証票金額 1枚 200円
- 5 発売期間 平成31年6月12日から  
平成31年7月1日まで
- 6 当せん金支払開始日 平成31年6月12日
- 7 当せん金の額及び当せんの数

等級	当せん金額	当せんの数
1等	1,000,000円	15本
2等	100,000円	135本
3等	10,000円	2,250本
4等	2,000円	12,000本
5等	1,000円	30,000本
6等	200円	150,000本

## 8 注意事項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (2) 証票は転売できない。

**西日本宝くじ事務協議会告示第11号**

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第2305回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

平成31年3月29日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小川 洋

- 1 名 称 第2305回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行  
及び所在地 東京都千代田区大手町1-5-5
- 3 発売総額及び通数 500,000,000円  
10万通 25組
- 4 証票金額 1枚 200円
- 5 発売期間 平成31年6月26日から  
平成31年7月9日まで
- 6 抽せん日 平成31年7月12日
- 7 当せん金支払開始日 平成31年7月17日
- 8 当せん金の額及び当せんの数

等級	当せん金額	当せんの数
1等	20,000,000円	1本
前後賞	5,000,000円	2本
組違い賞	100,000円	24本
2等	1,000,000円	25本
3等	10,000円	2,500本
4等	2,000円	25,000本
5等	200円	250,000本
幸運の女神賞	50,000円	500本

- 9 注意事項
  - (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができない。
  - (2) 証票は転売できない。

**西日本宝くじ事務協議会告示第12号**

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第2306回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

平成31年3月29日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小川 洋

- 1 名 称 第2306回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行  
及び所在地 東京都千代田区大手町1-5-5
- 3 発売総額及び通数 300,000,000円  
150万通
- 4 証票金額 1枚 200円
- 5 発売期間 平成31年7月3日から  
平成31年7月16日まで
- 6 当せん金支払開始日 平成31年7月3日
- 7 当せん金の額及び当せんの数

等級	当せん金額	当せんの数
1等	3,000,000円	15本
2等	50,000円	60本
3等	10,000円	450本
4等	3,000円	7,500本
5等	1,000円	30,000本
6等	200円	150,000本

- 8 注意事項
  - (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができ



ない。

(2) 証票は転売できない。

### 西日本宝くじ事務協議会告示第13号

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第2307回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

平成31年3月29日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小川 洋

- 1 名 称 第2307回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行  
及び所在地 東京都千代田区大手町1-5-5
- 3 発売総額及び通数 400,000,000円  
200万通
- 4 証票金額 1枚 200円
- 5 発売期間 平成31年7月17日から  
平成31年8月6日まで
- 6 当せん金支払開始日 平成31年7月17日
- 7 当せん金の額及び当せんの数

等 級	当せん金額	当せんの数
1 等	1,000,000円	20本
2 等	100,000円	180本
3 等	10,000円	3,000本
4 等	2,000円	16,000本
5 等	1,000円	40,000本
6 等	200円	200,000本

8 注意事項

(1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができない。

(2) 証票は転売できない。

### 西日本宝くじ事務協議会告示第14号

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第2308回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

平成31年3月29日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小川 洋

- 1 名 称 第2308回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行  
及び所在地 東京都千代田区大手町1-5-5
- 3 発売総額及び通数 200,000,000円  
10万通 20組
- 4 証票金額 1枚 100円
- 5 発売期間 平成31年8月7日から  
平成31年8月20日まで
- 6 抽せん日 平成31年8月23日
- 7 当せん金支払開始日 平成31年8月28日
- 8 当せん金の額及び当せんの数

等 級	当せん金額	当せんの数
1 等	10,000,000円	1本
前後賞	2,500,000円	2本
組違い賞	100,000円	19本



2	等	300,000円	20本
3	等	50,000円	200本
4	等	3,000円	4,000本
5	等	1,000円	20,000本
6	等	100円	200,000本

## 9 注意事項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (2) 証票は転売できない。

## 西日本宝くじ事務協議会告示第15号

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第2309回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

平成31年3月29日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小川 洋

- 1 名 称 第2309回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行  
及び所在地 東京都千代田区大手町1-5-5
- 3 発売総額及び通数 400,000,000円  
200万通
- 4 証票金額 1枚 200円
- 5 発売期間 平成31年8月7日から  
平成31年8月26日まで
- 6 当せん金支払開始日 平成31年8月7日
- 7 当せん金の額及び当せんの数

等 級	当せん金額	当せんの数
1 等	1,000,000円	20本
2 等	100,000円	180本
3 等	10,000円	3,000本
4 等	2,000円	16,000本
5 等	1,000円	40,000本
6 等	200円	200,000本

## 8 注意事項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (2) 証票は転売できない。

## 西日本宝くじ事務協議会告示第16号

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第2310回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

平成31年3月29日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小川 洋

- 1 名 称 第2310回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行  
及び所在地 東京都千代田区大手町1-5-5
- 3 発売総額及び通数 200,000,000円  
10万通 20組
- 4 証票金額 1枚 100円
- 5 発売期間 平成31年8月28日から  
平成31年9月10日まで

6 抽 せ ん 日 平成31年9月13日

7 当せん金支払開始日 平成31年9月18日

8 当せん金の額及び当せんの数

等 級	当 せん 金 額	当 せ ん の 数
1 等	10,000,000円	1 本
前 後 賞	2,500,000円	2 本
組 違 い 賞	100,000円	19本
2 等	250,000円	40本
3 等	10,000円	1,000本
4 等	5,000円	2,000本
5 等	1,000円	20,000本
6 等	100円	200,000本

9 注意事項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (2) 証票は転売できない。

#### 西日本宝くじ事務協議会告示第17号

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第2311回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

平成31年3月29日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小 川 洋

1 名 称 第2311回西日本宝くじ

2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行

及 び 所 在 地 東京都千代田区大手町1-5-5

3 発売総額及び通数 500,000,000円

250万通

4 証 票 金 額 1 枚 200円

5 発 売 期 間 平成31年8月28日から

平成31年9月17日まで

6 当せん金支払開始日 平成31年8月28日

7 当せん金の額及び当せんの数

等 級	当 せん 金 額	当 せ ん の 数
1 等	3,000,000円	25本
2 等	50,000円	50本
3 等	10,000円	1,000本
4 等	3,000円	12,500本
5 等	1,000円	50,000本
6 等	200円	250,000本

8 注意事項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (2) 証票は転売できない。

#### 西日本宝くじ事務協議会告示第18号

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第2312回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

平成31年3月29日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小 川 洋

1 名 称 第2312回西日本宝くじ

- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行  
及び所在地 東京都千代田区大手町1-5-5
- 3 発売総額及び通数 600,000,000円  
10万通 30組
- 4 証票金額 1枚 200円
- 5 発売期間 平成31年9月11日から  
平成31年9月23日まで
- 6 抽せん日 平成31年9月26日
- 7 当せん金支払開始日 平成31年10月1日
- 8 当せん金の額及び当せんの数

等級	当せん金額	当せんの数
1等	40,000,000円	1本
前後賞	5,000,000円	2本
組違い賞	100,000円	29本
2等	500,000円	30本
3等	10,000円	3,000本
4等	2,000円	30,000本
5等	200円	300,000本
十五夜賞	70,000円	300本

9 注意事項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (2) 証票は転売できない。

**西日本宝くじ事務協議会告示第19号**

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第2313回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

平成31年3月29日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小川 洋

- 1 名称 第2313回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行  
及び所在地 東京都千代田区大手町1-5-5
- 3 発売総額及び通数 400,000,000円  
200万通
- 4 証票金額 1枚 200円
- 5 発売期間 平成31年9月18日から  
平成31年10月8日まで
- 6 当せん金支払開始日 平成31年9月18日
- 7 当せん金の額及び当せんの数

等級	当せん金額	当せんの数
1等	1,000,000円	20本
2等	100,000円	180本
3等	10,000円	3,000本
4等	2,000円	16,000本
5等	1,000円	40,000本
6等	200円	200,000本

8 注意事項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (2) 証票は転売できない。